

## 第4章 EUの農村振興政策

### -その概要と青年農業者支援政策，農業環境政策-

浅井 真康

#### 1. はじめに

欧州連合（EU）では農業全般に関する制度や計画を扱う政策として、1962年より共通農業政策（Common Agricultural Policy：CAP）が導入されている。これまで複数回の見直しが行われており、直近の見直しは2013年であった。現行制度での実施期間は2014－2020年である。現行CAPにおいても、前期（2007-2013年）と同様、政策を二本の柱に整理した体系が維持された。第一の柱は、市場介入施策と農業者の所得を補償するための直接支払いからなる。本章で扱う第二の柱は、加盟国間・地域間の経済力や生産条件などの格差を是正するための様々な農村振興政策（条件不利地域対策，農業環境政策，新規就農支援等）を網羅する。

農村振興政策の特徴は、第一の柱と比較して加盟国の裁量が大きいことと、財源が異なることである。農村振興政策は、各種施策を組み合わせる各国あるいは各地域が独自に策定する総合事業計画（農村振興プログラム）に基づき実施するものであるため、国や地域の事情を考慮した政策を組み立てることが可能である。ただし、このような裁量拡大の対価として、加盟国は財政負担も求められる。EU 共通財政による第一の柱と異なり、農村振興政策はEUと加盟国の共同拠出（Co-funding/Co-finance）によって実施される。

このような第二の柱としての農村振興政策は、アジェンダ2000のCAP改革（1999年）で成立した。それまで別々に実施されていた各種施策がCAPの下でまとめられ、加盟国内の全地域がプログラムの実施対象になった。また農村振興政策はEU 多年度財政枠組みに合わせて7年間のプログラムで実施されており、成立から数えて、現在は第3期に該当する。

現行CAPにおける第2期（2007-2013年）からの大きな変更点は、地域政策である結束政策<sup>(1)</sup>との関係、および農村振興プログラムの策定方法に関するものである。結束政策や制度の移り変わりについては、平澤（2015）が詳細に説明を行っているため割愛し、本章では主に農村振興プログラムの策定方法と、各国・地域のプログラムの内容を説明する。また、具体的な施策として、青年農業者支援政策と農業環境政策の2つに焦点をあて、制度概要や今後の課題、展望等についても説明する。両施策に注目するのは2021年以降の次期CAPでも主要テーマになりうること、また日本にとっても農業者の世代交代促進や持続可能な農業活動の実施誘導は重要な政策課題であるからである。

なお、現行の農村振興プログラム数は28加盟国において118にのぼるため、個々の内容を詳細に検討することは難しい。そこで本章では国レベルでの取組整理にフォーカスし、EUの農村振興政策の全体像を把握することを主目的とする。

## 2. 第3期（2014-2020年）農村振興政策

### （1）予算概要

EUでは中長期の財政支出計画である「多年度財政枠組み(MFF: Multiannual Financial Framework)」において、CAPを含むEUの政策分野ごとに毎年の予算の上限額を定める（勝又（2014））。現行CAPの財政期間は2014年から2020年までの7年間と設定され、同期間に対応したCAP改革が2013年に実施された。この際、EU全体の予算規模がわずかに縮小された中で、研究やイノベーション、競争力強化に向けた事業等、EUの経済成長を目的とする他の政策分野への予算額が増加したため、今回のCAP改革では第一の柱における直接支払いに係る予算枠が減少することとなった。しかし、EU予算全体の約4割を占めるCAPは、今期も最大の予算割当を受ける政策分野である（勝又（2014））。

現行CAP予算（2014～2020年までの7年間）の総額は4,260億ユーロである。この総額は、第1表が示すように、EUが全額を負担する第一の柱（市場措置と直接支払い）とEUおよび加盟国がともに負担する第二の柱（農村振興政策）の2つを足し合わせたものである。なお全CAP予算のうちEUレベルの施策の実施に充当される予算は、市場措置の単一共通市場機構（CMO: Common Market Organization）に用いられる4%だけ（このうち各加盟国に委任されるワイン、綿、オリーブオイルは含まれない）であり、残り96%の予算については、各加盟国へ多年度財政枠組み政治合意によって配分され、EU規則に従いながら自国内でその用途が決定される。

EUが各加盟国へ配分する農村振興予算の総額は1,000億ユーロである。加盟国別の配分額を第2表に示した。なお、この予算は欧州農業農村振興基金（EAFRD: European Agricultural Fund for Rural Development）から拠出される。前回の財政期間（2007-2013年）である7年間と比較してみると、これまで配分額が相対的に高かった中東欧等の新規加盟国では予算が減額され、その一方で配分額が農地面積比に対して著しく低いと指摘してきたフランスやデンマークでは50%以上の増額が見られた。結果として、前期（2007-2013年）農村振興予算の総額よりも3%の予算増となっている（第2表）。

前述のように農村振興予算に関しては、EUと加盟国との共同拠出が求められるが、この加盟国負担総額は590億ユーロである。よって、CAP予算全体に占める加盟国の財政負担分は14%となる。なお、これは加盟国の拠出分（約500億ユーロ）に加え、加盟国が自国予算で追加的に（欧州委員会の上乗せを得た上で）補助を行う上乗せ（top-ups）予算分（約90億ユーロ）も含む。各国拠出に関するルールの詳細については後述する。

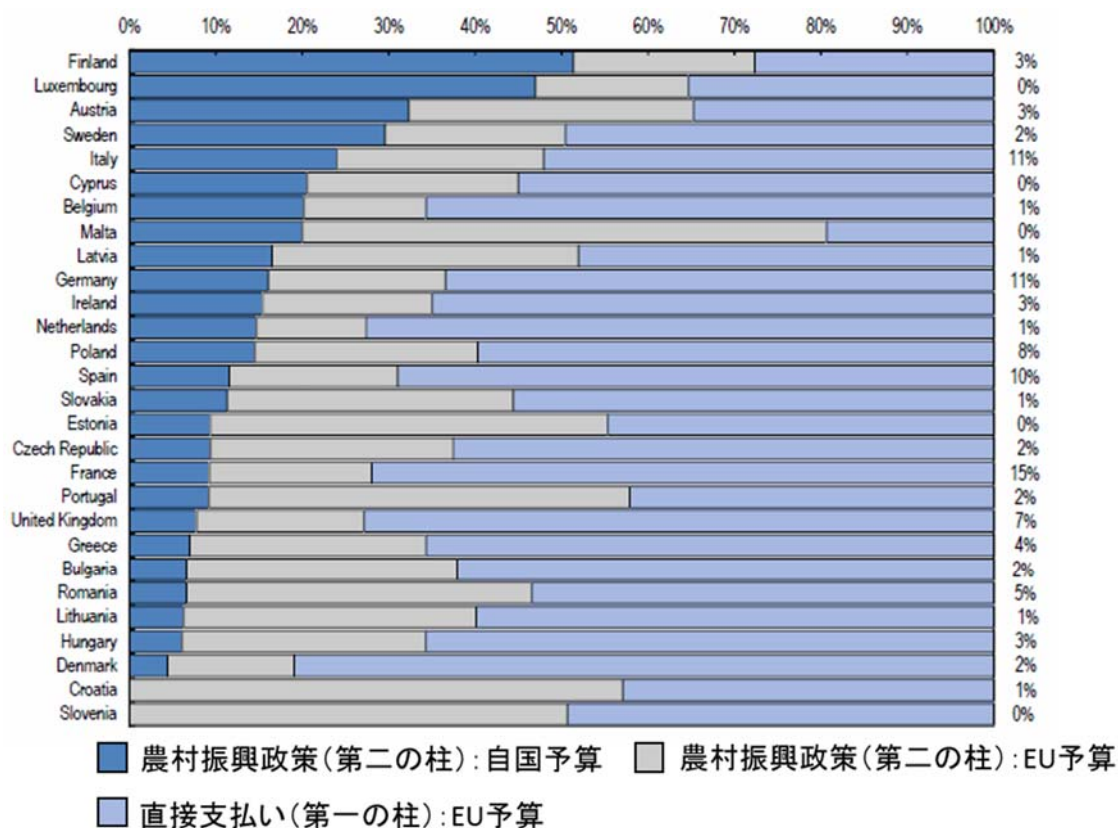
第1図は、各加盟国のCAP予算におけるEU拠出分、加盟国拠出分、自国予算による上乗せ分の割合を示したものである。例えば、フィンランドやルクセンブルグは予算総額の50%が自国予算で構成されているのに対して、デンマークやクロアチア、スロベニアにおいてはその割合は5%以下である。なお、フィンランドの自国予算を用いた農家補助の取組やその導入背景については、浅井（2016）で詳述した。

第1表 現行 CAP (2014-2020 年) にかかる総予算

単位: 10 億€

| 第一の柱                     |                   | 第二の柱     |          |         |               |
|--------------------------|-------------------|----------|----------|---------|---------------|
|                          | 単一共通市場<br>機構（CMO） | 直接支払い    | 農村振興政策   |         | 合計<br>CMO 込   |
| EU 予算（％）                 | 17（5％）            | 250（68％） | 100（27％） |         | 367<br>（100％） |
| EU 予算＋加盟国拠出<br>＋自国上乗せ（％） | 17（4％）            | 250（59％） | 100（23％） | 59（14％） | 426<br>（100％） |

資料: OECD (2017) Evaluation of Agricultural Policy Reforms in the European Union The Common Agricultural Policy 2014-2020.



第1図 現行 CAP (2014-2020 年) にかかる加盟国別の第一の柱および第二の柱 (EU および加盟国負担) 予算の内訳 (単一共通市場機構への予算分を除く)

資料: OECD (2017) Evaluation of Agricultural Policy Reforms in the European Union The Common Agricultural Policy 2014-2020.

第2表 農村振興予算（EAFRD）の加盟国別配分と前期予算からの増減比

| 加盟国     | 前期（2007-2013）EAFRD<br>の予算配分額（€） | 今期（2014-2020）EAFRD<br>の予算配分額（€） | 前期からの<br>変化率 |
|---------|---------------------------------|---------------------------------|--------------|
| ベルギー    | 487,484,306                     | 647,797,759                     | 33%          |
| ブルガリア   | 2,642,248,596                   | 2,366,716,966                   | -10%         |
| チェコ     | 2,857,506,354                   | 2,305,673,996                   | -19%         |
| デンマーク   | 577,918,796                     | 918,803,690                     | 59%          |
| ドイツ     | 9,079,695,055                   | 9,445,920,050                   | 4%           |
| エストニア   | 723,736,855                     | 823,341,558                     | 14%          |
| アイルランド  | 2,494,540,590                   | 2,190,592,153                   | -12%         |
| ギリシャ    | 3,906,228,424                   | 4,718,291,793                   | 21%          |
| スペイン    | 8,053,077,799                   | 8,297,388,821                   | 3%           |
| フランス    | 7,584,497,109                   | 11,384,844,249                  | 50%          |
| クロアチア   | EU 未加盟                          | 2,026,222,500                   | -            |
| イタリア    | 8,985,781,883                   | 10,444,380,767                  | 16%          |
| キプロス    | 164,563,574                     | 132,244,377                     | -20%         |
| ラトビア    | 1,054,373,504                   | 1,075,603,782                   | 2%           |
| リトアニア   | 1,765,794,093                   | 1,613,088,240                   | -9%          |
| ルクセンブルグ | 94,957,826                      | 100,574,600                     | 6%           |
| ハンガリー   | 3,860,091,392                   | 3,430,664,493                   | -11%         |
| マルタ     | 77,653,355                      | 97,326,898                      | 25%          |
| オランダ    | 593,197,167                     | 765,285,360                     | 29%          |
| オーストリア  | 4,025,575,992                   | 3,937,551,997                   | -2%          |
| ポーランド   | 13,398,928,156                  | 8,697,556,814                   | -35%         |
| ポルトガル   | 4,059,023,028                   | 4,058,460,374                   | 0%           |
| ルーマニア   | 8,124,198,745                   | 8,127,996,402                   | 0%           |
| スロベニア   | 915,992,729                     | 837,849,803                     | -9%          |
| スロヴァキア  | 1,996,908,078                   | 1,559,691,844                   | -22%         |
| フィンランド  | 2,155,018,907                   | 2,380,408,338                   | 10%          |
| スウェーデン  | 1,953,061,954                   | 1,763,565,250                   | -10%         |
| 英国      | 4,612,120,420                   | 5,195,417,491                   | 13%          |
| EU 合計   | 96,244,174,687                  | 99,343,260,365                  | 3%           |

資料：European Parliament (2016) Research for AGRI Committee – Programmes implementing the 2015-2020 Rural Development Policy The Common Agricultural Policy 2014-2020.

第1表は第一および第二の柱における予算総額、第2表は農村振興予算に係る欧州農業農村振興基金（EAFRD）の加盟国配分を示している。今回のCAP改革では、両柱間の予算移譲が可能となった。具体的には、両柱間で予算枠の15%の範囲内で相互に移譲することが認められている。そこで、11の加盟国<sup>(2)</sup>が第一の柱から第二の柱への移譲を選択し（第3表）、6年間（2015－2020）の移譲総額は64億ユーロになる。逆に第一の柱への移譲を選んだのは5の加盟国<sup>(3)</sup>（第3表）で、移譲総額は34億ユーロになる。この結果、ネットで見えた場合、第一の柱の30億ユーロが第二の柱へ移譲されることになる<sup>(4)</sup>。

なお、直接支払いの単価が27か国（クロアチアを除く）における平均単価の90%未満である12か国<sup>(5)</sup>については、15%の移譲上限に10%追加した合計25%まで第二の柱の予算を第一の柱に移譲することができる。第3表が示すように、ポーランドとスロヴァキアがこのオプションを採用している。

第3表 柱間の移譲を採用した国と各年度の移譲率（2018年度以降は予定）

第一の柱から第二の柱（最大15%まで）

|       | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| フランス  | 3.0%  | 3.3%  | 3.3%  | 3.3%  | 3.3%  | 3.3%  |
| ラトビア  | 7.5%  | 7.5%  | 7.5%  | 7.5%  | 7.5%  | 7.5%  |
| 英国    | 10.8% | 10.8% | 10.8% | 10.8% | 10.8% | 10.8% |
| ベルギー  |       | 2.3%  | 3.5%  | 3.5%  | 4.6%  | 4.6%  |
| チェコ   |       | 3.4%  | 3.4%  | 3.4%  | 1.3%  | 1.3%  |
| デンマーク |       | 5.0%  | 6.0%  | 7.0%  | 7.0%  | 7.0%  |
| ドイツ   |       | 4.5%  | 4.5%  | 4.5%  | 4.5%  | 4.5%  |
| エストニア |       | 6.1%  | 14.3% | 15.0% | 14.9% | 15.0% |
| ギリシャ  |       | 5.0%  | 5.0%  | 5.0%  | 5.0%  | 5.0%  |
| オランダ  |       | 4.0%  | 4.1%  | 4.2%  | 4.2%  | 4.3%  |
| ルーマニア |       | 1.8%  | 2.3%  | 2.2%  | 0.0%  | 0.0%  |

第二の柱から第一の柱（最大15%まで、一部特例国は25%まで）

|        | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| クロアチア  | 15.0% | 15.0% | 15.0% | 15.0% | 15.0% | 15.0% |
| マルタ    | 0.0%  | 0.8%  | 1.6%  | 2.4%  | 3.1%  | 3.8%  |
| ポーランド  | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% |
| スロヴァキア | 21.3% | 21.3% | 21.3% | 21.3% | 21.3% | 21.3% |
| ハンガリー  |       | 15.0% | 15.0% | 15.0% | 15.0% | 15.0% |

資料：European Commission (2016) Direct payments 2015-2020 Decisions taken by Member States: State of play as at June 2016 Information note.

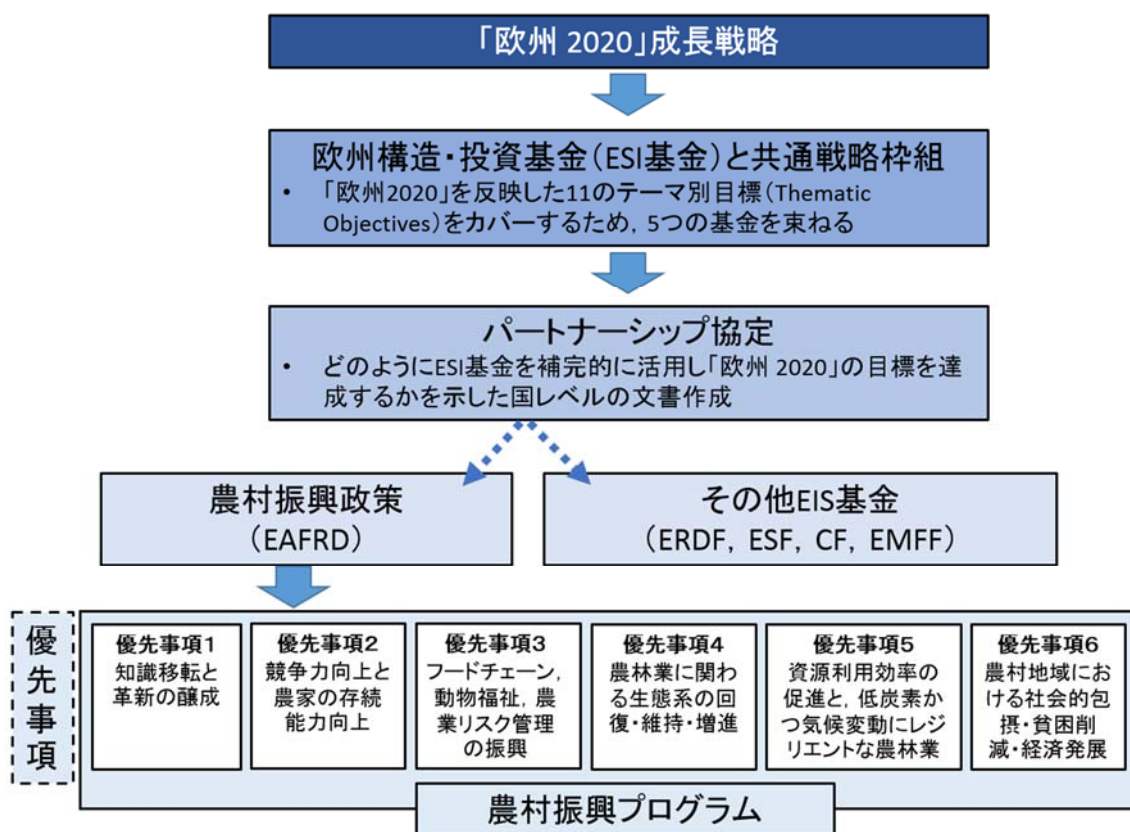
なお，第一の柱から移譲して第二の柱のために確保された財源分に関しては，加盟国による共同負担なしで使用する事ができる。他方，第二の柱から第一の柱へ予算を移行させることで自国の財政負担分を減少させることもできる。

## （2）現行 CAP における農村振興政策の実施体系

現行 CAP における農村振興政策は，EU の中期成長戦略である「欧州 2020」における 3 つの成長戦略（持続可能な・スマートな・包摂的な経済成長）の達成に貢献する政策の 1 つとして見なされている。

そこで農村振興政策の財源を提供している欧州農業農村振興基金（EAFRD）は，その他の海事・漁業政策や地域政策（結束政策）に係る基金である，欧州地域開発基金，欧州社会基金，結束基金，欧州海事漁業基金と一括りにされ，総称「欧州構造・投資基金（ESI 基金：European Structural and Investment Funds）」となり，「欧州 2020」の達成に向けた新たな「共通戦略枠組み（CFS：Common Strategic Framework）」の下で運用されることとなった（第 2 図）。つまり，ESI 基金を総合パッケージとしてまとめることが可能になり，農村振興政策は農村だけでなく都市や沿岸地域，漁村といった多様な地域を包括する諸政策との連携を強化しながら，地域間格差を是正するという結束政策との共通目標に対して補完的に実施する役割を担っていくこととなった。

ESI 基金は，「欧州 2020」の成長戦略を達成するための 11 のテーマ別目標（TOs：Thematic Objectives）（第 4 表）に従う。そこで，まず加盟国はこれら 11 の目標達成に向けて，「5 つの基金予算を用いて，基金間の補完性をいかに最大化させて活用するか」について示した文書を作成し，欧州委員会の承認を得なくてはならない。この「加盟国レベル」での ESI 基金を網羅する概念計画づくりには，多様なステークホルダー（＝パートナー）の幅広い参画（多層的ガバナンス）が求められている（平澤（2015））。このため，パートナーシップ協定（Partnership Agreements）と呼ばれる。なお，ここでのパートナーとは，中央・地方当局の行政組織だけではなく，市民社会，地元団体，非政府組織（NGO 等）も含まれる（平澤（2015））。このようなプログラム作成手順や EU 介入策の部門間・地域間調整を促進するための戦略的方針等を定めたものが共通戦略枠組みである。



第2図 2014-2020年期間の構造基金の構成と流れ

資料：European Parliament (2016) Research for AGRI Committee – Programmes implementing the 2015-2020 Rural Development Policy The Common Agricultural Policy 2014-2020.

第4表 「欧州 2020」達成のための11のテーマ別目標 (TOs: Thematic Objectives)

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| TO1  | 研究・技術開発・イノベーションの強化                 |
| TO2  | 情報通信技術のアクセス・利用・質の向上                |
| TO3  | 中小企業、農業部門、水産・養殖部門の競争力強化            |
| TO4  | すべての部門における低炭素経済への移行を支援             |
| TO5  | 気候変動適応とリスク防止・管理の促進                 |
| TO6  | 環境の保全・保護と資源利用効率の促進                 |
| TO7  | 持続可能な輸送の促進とネットワークインフラにおけるボトルネックの解消 |
| TO8  | 持続可能で質の高い雇用の促進と、労働移動の促進            |
| TO9  | 社会的包摂の促進、貧困やすべての差別問題への対策           |
| TO10 | 技能と生涯学習のための教育・訓練・職業訓練への投資          |
| TO11 | 公的当局とステークホルダーの組織的能力の向上、および効率的な行政   |

資料：European Commission (2018a) Priorities for 2014-2020.

加盟国各国は、パートナーとの協力による ESI 基金によるすべての助成を網羅した概念計画「パートナーシップ協定」の立案と同時に、各基金のプログラム（農業振興プログラムなど）を「単一あるいは地域別」で策定する（第2図）。各基金には、上記11の目標を反映した、基金ごとの優先事項が別に設定されており、その優先事項をいかに実現するのかを示したプログラム策定が求められる。

欧州農業農村振興基金（EAFRD）では、農林業を対象を絞った「農村振興に関する6つの優先事項（Priorities : Ps）」が設定された（第5表）。なお、6つの各優先事項には、EU規則の詳細事項に対応した2～6のフォーカスエリア（Focus Areas : FAs）が設けられており、合計で20のFAsがある。

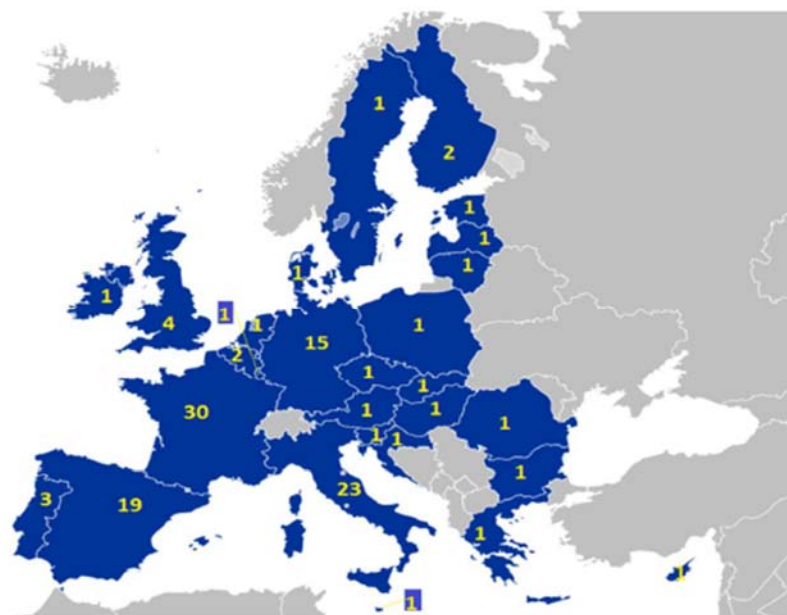
第5表 農村振興における6つの優先事項（Ps : Priorities）と  
20のフォーカスエリア（FAs : Focus areas）

|    |                                 |      |                                                |
|----|---------------------------------|------|------------------------------------------------|
| P1 | 知識移転と革新の醸成                      | FA1a | 農村地域における技術革新と知識蓄積の促進                           |
|    |                                 | FA1b | 農業，林業，研究，技術革新の相互間の連携強化                         |
|    |                                 | FA1c | 農林部門における生涯教育と職業訓練の促進                           |
| P2 | 競争力向上と農家の存続能力向上                 | FA2a | 全農家の経済パフォーマンスの向上，市場への統合参加や経営多角化に関連する構造再編や改新の促進 |
|    |                                 | FA2b | 新規就農者                                          |
|    |                                 | FA2c | 林業における経済活動の促進                                  |
| P3 | フードチェーン，動物福祉，農業リスク管理の振興         | FA3a | 生産者同士の競争                                       |
|    |                                 | FA3b | リスクマネジメント                                      |
| P4 | 農林業に関わる生態系の回復・維持・増進             | FA4a | 生物多様性とヨーロッパの景観の修復，維持                           |
|    |                                 | FA4b | 水管理の向上                                         |
|    |                                 | FA4c | 土地管理の向上                                        |
| P5 | 資源利用効率の促進と，低炭素かつ気候変動にレジリエントな農林業 | FA5a | 農業における水利用効率の向上                                 |
|    |                                 | FA5b | 農業と食品加工におけるエネルギー効率の向上                          |
|    |                                 | FA5c | 再生可能なエネルギー資源（副産品，廃棄物，残留品，その他の非食用物質）の供給と利用の促進   |
|    |                                 | FA5d | 温室効果ガス排出削減                                     |
|    |                                 | FA5e | 炭素貯留                                           |
|    |                                 | FA5f | 森林資源の持続可能な有効利用                                 |
| P6 | 農村地域における社会的包摂・貧困削減・経済発展         | FA6a | 多角化，中小企業，雇用創造                                  |
|    |                                 | FA6b | LEADER 事業                                      |
|    |                                 | FA6c | ICT                                            |

資料：EU Regulation (EU) No 1305/2013 より筆者作成。

### (3) 農村振興プログラムの策定ルール

次にどのように農村振興プログラムが策定されるのかについて説明する。パートナーシップ協定は「加盟国レベル」で策定されるが、農村振興プログラムは「国あるいは地域レベル」で行われる。今回の CAP 改革では、EU 圏内の 118 の地域が農村振興プログラムの策定を行った。第 3 図は加盟国内の農村振興プログラム数を示したものである。デンマークやスウェーデン、アイルランド、さらには中東欧諸国の多くが単一のプログラム策定を行ったのに対し、ドイツ (15)、スペイン (19)、イタリア (23)、フランス (30) 等では地域別のプログラム策定を行った (括弧内の数字はプログラム数を示す)。



第 3 図 現行 CAP に策定された加盟国別の農村振興プログラム数 (合計 118)

資料 : European Commission (2018b) Rural development 2014-2020: Country files.

加盟国あるいは地域は、「農村振興に関する 6 つの優先事項」のうち最低限 4 つを選択し、それらをいかに実現するのかわを示した農村振興プログラムを策定しなくてはならない。そこでまず SWOT 分析の実施が義務づけられている。SWOT 分析とは、自国の農林業活動および農村地域全般に関して、その強み (Strength)、弱み (Weakness)、より良い方向へ導く機会 (Opportunities) あるいは悪い方向へ導きうる脅威 (Threats) という 4 つの観点から客観的に評価を行う分析手法である。この分析作業を行うことで、各国・各農村地域において必要とされる活動を浮き彫りにでき (ニーズの評価)、優先事項との整合性のチェックや明確な政策目的の策定が可能となる。そして、これらをもとに地域戦略を練り上げる。

現行 CAP では優先事項を実現するための 20 の施策 (Measure) および 67 のサブ施策 (Sub-measure) が EU 共通メニューとして存在している (第 6 表)。加盟国や地域は、そ

それぞれの地域戦略に合わせて優先事項と20の施策を組み合わせ、独自の農村振興プログラムの計画を策定する（第4図）。この作業には、欧州農業農村振興基金（EAFRD）と国の拠出額、プログラムの進捗を評価するための指標（量的ないし質的指標）と達成目標、政策実施時の管理方法等の決定が含まれる。さらに、農業者等への支払いを伴う施策に関しては、受給資格および選考基準についての特定化（ターゲティング）、支払い金額の設定、各施策への予算割当等について詳細な制度設計と説明が求められる。

第6表 農村振興プログラムの策定における20の施策（Ms : Measures）と  
農村振興政策に係るEU予算の施策別配分

|     |                             | 予算割合   |
|-----|-----------------------------|--------|
| M1  | 知識移転と情報活動                   | 1.20%  |
| M2  | アドバイザー・経営支援サービス             | 0.92%  |
| M3  | 農作物および食品の品質制度               | 0.39%  |
| M4  | 物理的資産への投資                   | 22.83% |
| M5  | 自然災害による農業生産力の回復および予防策の導入    | 1.20%  |
| M6  | 農場およびビジネス開発                 | 7.27%  |
| M7  | 農村地域における基礎的サービスと村の再生        | 6.79%  |
| M8  | 森林地域開発と森林の抵抗力促進に対する投資       | 4.40%  |
| M9  | 生産者組織の設立                    | 0.44%  |
| M10 | 農業・環境・気候                    | 16.83% |
| M11 | 有機農業                        | 6.40%  |
| M12 | Natura2000 および水枠組み指令に関する支払い | 0.57%  |
| M13 | 自然ないしその他の制約がある地域            | 17.01% |
| M14 | 動物福祉                        | 1.45%  |
| M15 | 森林環境・気候サービス・森林保全            | 0.24%  |
| M16 | 公的および民間部門における様々な協同活動への助成    | 1.84%  |
| M17 | リスク管理                       | 1.37%  |
| M18 | クロアチアへの直接支払い補填              | 0.07%  |
| M19 | LEADER 事業                   | 6.21%  |
| M20 | 農村振興プログラム実施に係る技術補助          | 2.05%  |

資料：European Court of Auditors (2017) Rural Development Programming: less complexity and more focus on results needed.

#### （4）優先事項・施策別の予算拠出割合

予算割合については、環境・気候変動対応（優先事項4と5）に農村振興政策予算の最低

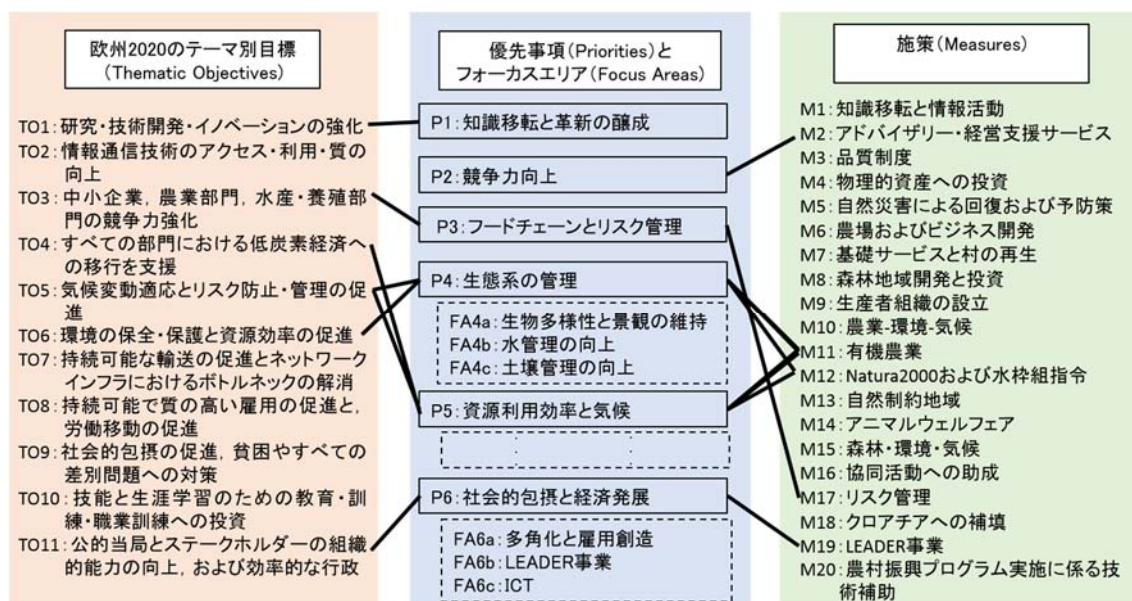
30%を、LEADER事業<sup>(6)</sup>(M19)に関しては、農村振興政策予算の最低5%を割り当てることがEU規則で義務づけられている。

環境・気候変動対応における具体的な施策とは、環境と気候変動に関連した固定資産への投資(M4)、林業関連事業(M8)、農業・環境・気候への支払い(M10)、有機農業への支払い(M11)、Natura2000支払い(M12、ただし水枠組み指令支払いは含まない)、自然その他の制約に直面している地域への支払い(M13)等が含まれる。

また加盟国が負担する拠出割合については、後発開発地域にはEUからの拠出割合が高い仕組みになっている。EUの財政負担率の上限は原則53%であるが、開発移行地域のうち一人当たりGDPがEU25(EU27からブルガリア、ルーマニアを除いたもの)平均の75%未満の地域については75%、開発移行地域(その他の地域)については63%、低開発地域、海外領地とエーゲ海諸島では85%となっている。下限については20%である。

ただし、知識移転(M1)、生産者組織の設立(M9)、協同活動への助成(M16)、LEADER事業(M19)、青年農業者の新規就農交付金(M2)、環境と気候変動の緩和と適応に関する支出(M4、8、10、11、12、13、15等)に対しては更に高くすることができる。

第4図 農村振興プログラム策定における「欧州2020」の11目標、農村振興政策の6つの優先事項、20の施策との関係を示した一例



資料: European Court of Auditors (2017) Rural Development Programming: less complexity and more focus on results needed.

## (5) プログラム実施の流れ

立案された農村振興プログラムは、その内容に関して事前評価の実施が義務づけられている。具体的には、各施策の実施がどのように目的達成に寄与し、施策同士がどのように補

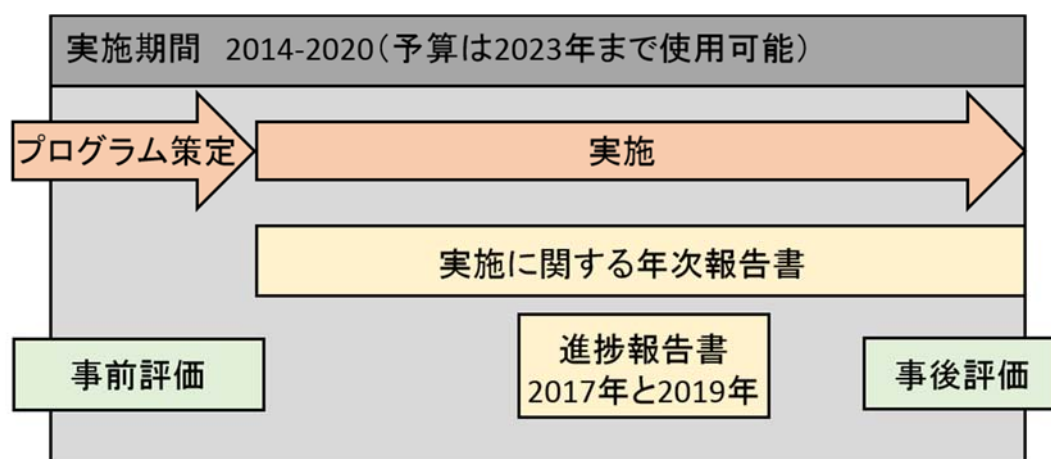
完的に作用しうるかが検討される。プログラム策定から事前評価の一連のプロセスには中央・地方政府，各ステークホルダー，専門家といった多様な主体の参画が求められる。

以上のプロセスを経て策定された農村振興プログラムは，その実施にあたって欧州委員会の審査および承認を得なくてはならない。欧州委員会は，その他 EU 政策との整合性，法律適合性，受給資格および選考資格の原則，政策の堅強可能性および管理可能性，ターゲット，パブリックコンサルテーション等の項目に関して審査を行う。

今回の CAP 改革においては，関連法令の公布が 2013 年 12 月と遅れ，また上記の策定プロセスが非常に複雑で各国・地域で混乱が生じたことから，多くの農村振興プログラムが承認を得たのは 2015 年後半になってからであった。これにより 7 年間の農村振興プログラムが実際に各国・地域で実施されたのは 2016 年 1 月からである（よって 5 年間の実施）。

農村振興プログラムは，成果志向型（Result-oriented）のアプローチを取っていることから，常にその進捗を中央・地方当局やパートナーがモニタリングし，進捗状況を示す指標データが収集される。モニタリングについては，各国にプログラムの実施を監視するモニタリング委員会の設置が義務づけられている。委員会の構成員は，加盟国の関係当局，中間組織の代表，パートナーの代表である。最低年 1 回の会合が義務づけられており，プログラムの目標達成状況を評価する。また各加盟国は 2016 年から 2023 年までの 7 年間に於いて毎年，前年度の「年次報告書」を作成し，欧州委員会へ提出する。さらに 2017 年と 2019 年には前年度末時点におけるパートナーシップ協定の実施に関する「進捗報告書」も提出する。

冒頭の事前評価に加えて，プログラム事後評価の実施も義務づけられている。事後評価は，欧州委員会が行うか，あるいは加盟国と欧州委員会との協力体制の下に実施される。各国での評価を踏まえ，欧州委員会は 2023 年末までに欧州農業農村振興基金（EAFRD）を含めた各 ESI 基金に関する事後評価の結果をとりまとめた総合報告書を作成する。



第5図 現行 CAP（2014–2020）における農村振興政策の実施プロセス

資料：Maier (2015) The agri-environmental policy of the EU in the context of rural development.

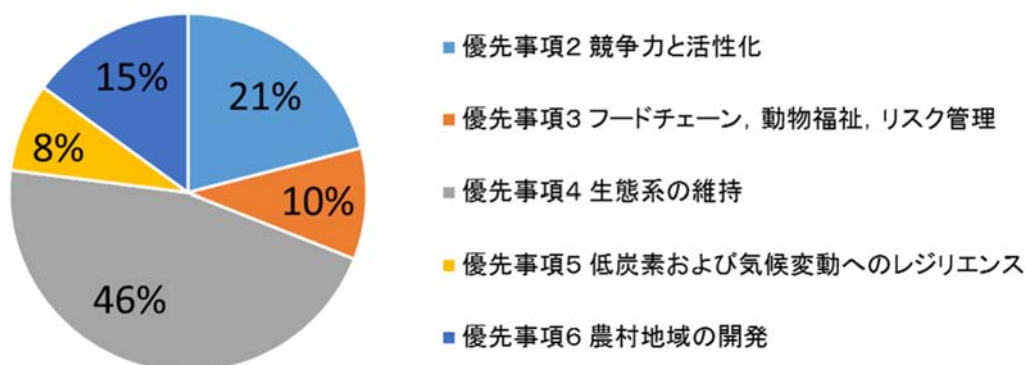
### 3. 農村振興政策の実施状況

2016年1月より各国・地域で実施が開始された118の農村振興プログラムだが、どのように策定されたのだろうか。以下、その概要を現行CAP農村振興政策に関する調査分析を行った報告レポート「Programmes implementing the 2015-2020 Rural Development Policy」の内容を引用しながら説明していく。本レポートは英国・グロスターシャー大学CCRI (Countryside and Community Research Institute) やドイツ・Thünen Instituteの研究者らが欧州議会の依頼で調査分析を行ったものである。

#### (1) 優先事項別の予算割当

まず「農村振興に関する6つの優先事項」に関して、各国がどのように農村振興予算(EU拠出予算, 自国負担予算, 自国上乗せ予算の3つの合計)を優先事項別に配分を行ったのかを整理する。なお、国内で複数の農村振興プログラムを実施する国については、国レベルで予算統合を行った。また、「優先事項1 知識移転と革新の醸成」については、いずれの活動も他の優先事項の達成に関わり、重複していることから本分析では考慮しない。以後、優先事項の名称については「優先事項2 競争力と活性化」、「優先事項3 フードチェーン, 動物福祉, リスク管理」、「優先事項4 生態系の維持」、「優先事項5 低炭素および気候変動へのレジリエンス」、「優先事項6 農村地域の開発」と簡略化する。

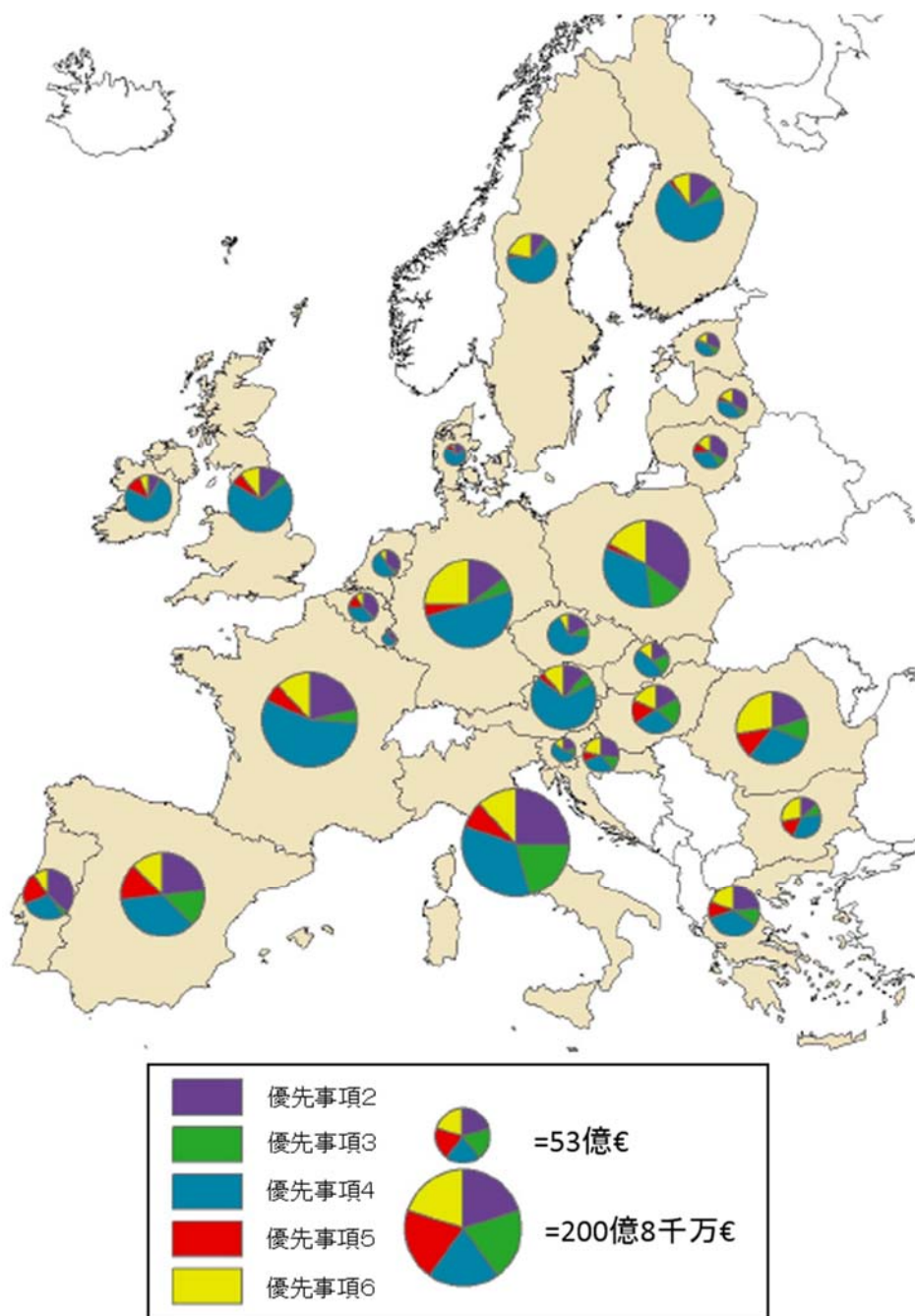
第6図は、EU28各国における優先事項別の予算割り当ての平均値を示したものである。図からもわかるようにおよそ半分近い(46%)予算が「優先事項4 生態系の維持」に充てられ、更に8%も「優先事項5 低炭素および気候変動へのレジリエンス」に割かれる。一方、予算の1割弱は「優先事項3 フードチェーン, 動物福祉, リスク管理」に、そして2割強が「優先事項2 競争力と活性化」に充てられている。



第6図 農村振興予算(EU全体)に占める優先事項別の予算内訳(%)

資料: European Parliament (2016) Research for AGRI Committee – Programmes implementing the 2015-2020 Rural Development Policy The Common Agricultural Policy 2014-2020.

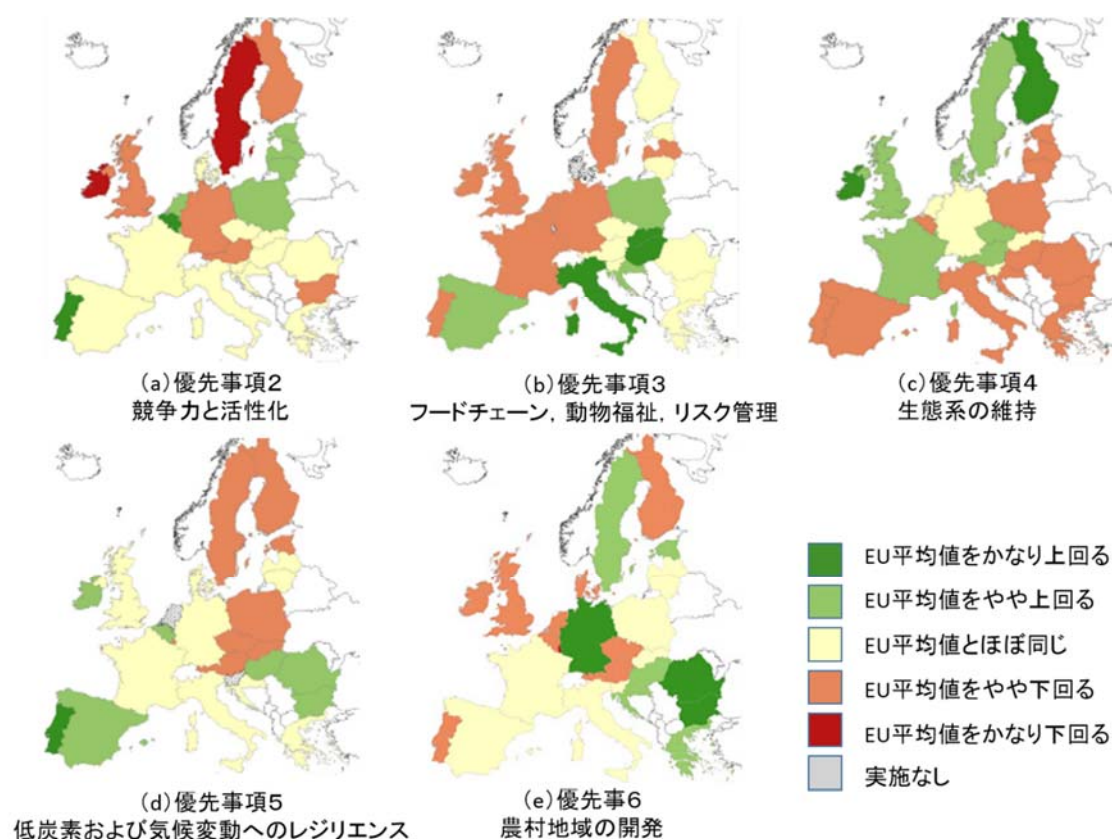
各国の優先事項別の予算割合を示したのが第7図である。また第8a～e図は，各優先事項における各国の予算集中度を比較したものである。28か国平均予算額よりも当該優先事項にかける予算が多い国は緑色，平均と同程度であれば黄色，平均以下をピンクおよび赤色で示している。



第7図 各加盟国の農村振興予算に占める優先事項別割合

資料：European Parliament (2016) Research for AGRI Committee – Programmes implementing the 2015-2020 Rural Development Policy The Common Agricultural Policy 2014-2020.

まず第8a図は「優先事項2競争力と活性化」を示したものである。欧州中央および南部の国々では平均値を示し、ポーランド、バルト海諸国、ベネルクス3国およびポルトガルといった国では平均よりも高かった。しかし、欧州北西部（英国、アイルランド、スウェーデン、フィンランド）およびドイツ、オーストリア、ブルガリア、キプロスでは加盟国平均値よりも下回った。一般的な傾向として、優先事項4（第8c図）の生態系の維持に高い予算配分を行った国では、総じて優先事項2への配分が低いことが示されている（例えば、オーストリア、英国、アイルランド、スウェーデン、フィンランド）。その逆として、ポーランドやポルトガル、リトアニアのように競争力の強化に重点を置く国々では、生態系維持への予算割り当てが低い傾向にある。



第8図 優先事項別の各国予算配分の比較

資料：European Parliament (2016) Research for AGRI Committee – Programmes implementing the 2015-2020 Rural Development Policy The Common Agricultural Policy 2014-2020.

「優先事項3フードチェーン、動物福祉、リスク管理」への各国予算割り当てを第8b図に示した。欧州北西部では平均値以下、南部および西部では平均値以上の傾向が見られた。なかでもイタリア、スロヴァキア、ハンガリーが最も高い値を示した。

第8c図は「優先事項4生態系の維持」の予算配分を示している。平均値に近い値だったのは少数（ドイツ、スロヴァキア、スロベニア、オランダ）で、スカンジナビア諸国および

北西部の国々では平均以上の値を示した。その一方で，南部および西部の諸国においては，生態系関連施策に割いた予算は平均以下であった。

第8d図は「優先事項5 低炭素および気候変動へのレジリエンス」の予算割り当てを示している。中央および西部の国々は平均値に近く，その一方で南東部の国々（ハンガリー，ルーマニア，ブルガリア）およびスペイン，ポルトガル，ベルギー，アイルランドではいずれも平均以上であった。中欧および北欧を取り巻く多くの国々では平均以下であった。

最後に，第8e図は「優先事項6 農村地域の開発」に係る予算への分配度合いを示したものである。南西部の国々，ドイツおよびスウェーデンでは平均以上の予算を割く見込であるが，英国やアイルランド，チェコ，オーストリア，ポルトガルでは平均以下であった。

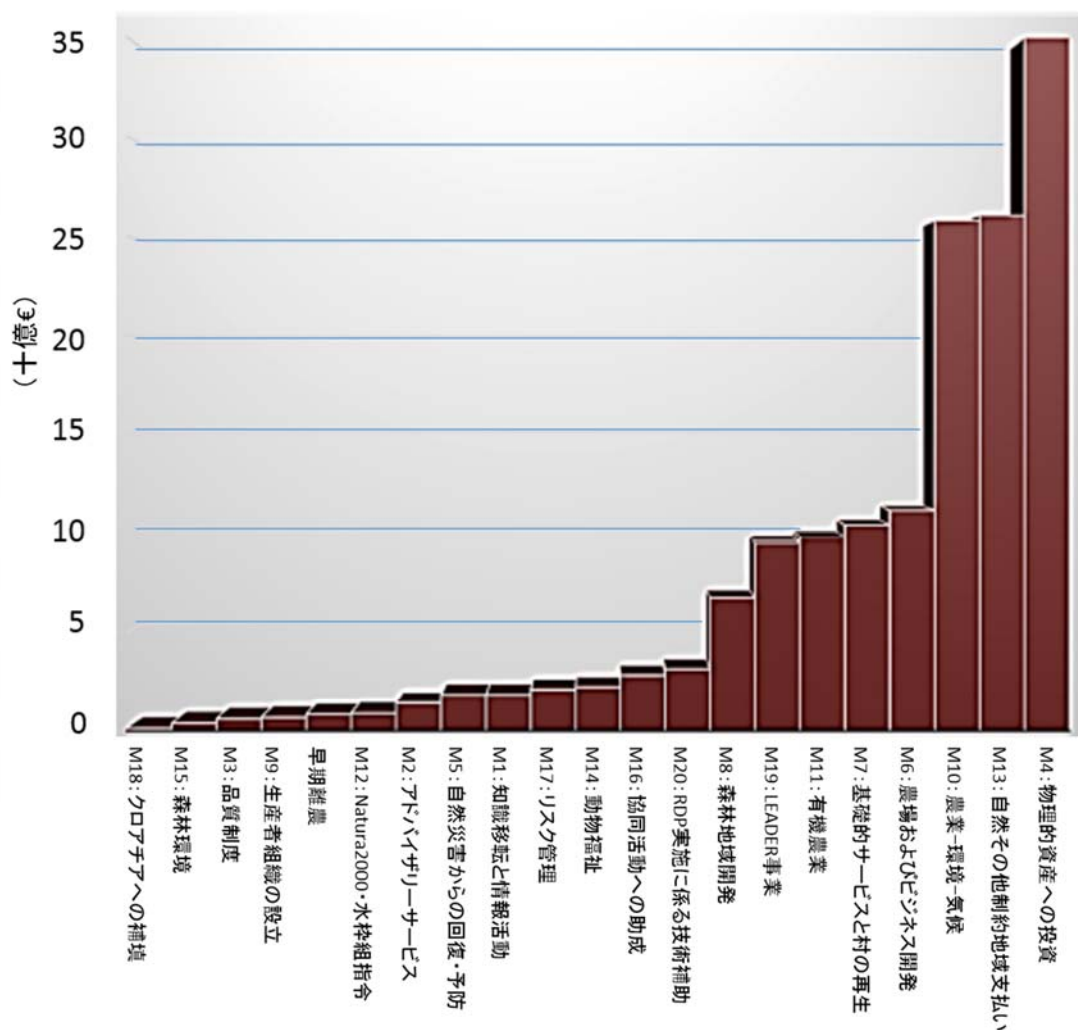
## （2）施策別の予算割当

次に20の施策別に割り当てられた予算に注目して各国の傾向を読み解く。加盟国全体における施策別の予算配分は第6表，金額ベースで示したものが第9図である。第6表から分かるように，農村振興予算全体の6割は3つの施策に割かれている。まず，物理的資産への投資（M4）の22.83%，農業・環境・気候（M10）の16.83%，そして自然ないしその他の制約がある地域支払い（M13）の17.01%である。いずれも古くから継続的に実施されてきた制度である。これ以外で予算配分が顕著に高い施策は，農場およびビジネス開発（M6）（7.27%），有機農業（M11）（6.40%），そしてLEADER事業（M19）（6.21%）がある。

配分が著しく低かった施策には，農作物および食品の品質制度（M3）（0.39%），森林環境・気候サービス・森林保全（M15）（0.24%），生産者組織の設立（M9）（0.44%）が挙げられる。

同様の傾向は第9図からも明らかで，上記のM4，10，13は著しく配分額が高い。他方，低配分の下位10の施策（M1，2，3，5，9，12，14，15，16，17）を足し合わせても全体予算の10%に満たない（M18を除く）。主にこれらの低配分施策は優先事項1（知識移転と革新の醸成）と3（フードチェーン，動物福祉，リスク管理）にリンクするものである。

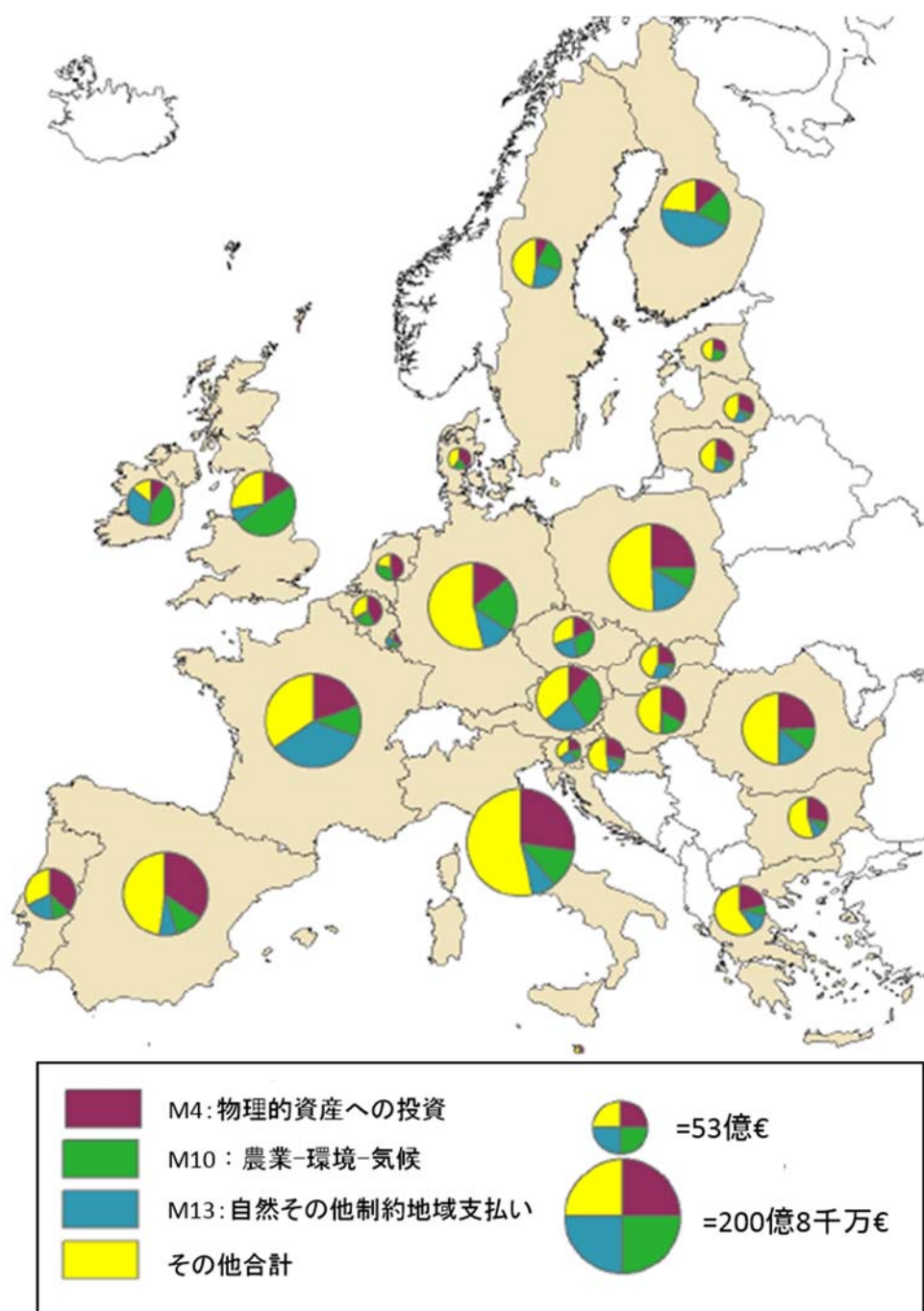
農業関連施設や機械への物理的な支援が重視されている傾向が見られるが，低配分の施策，主に「優先事項1 知識移転と革新の醸成」と「優先事項3 フードチェーン，動物福祉，リスク管理」に集中している施策も，例えば農業者への訓練や講習会等といった新しい知識・技術を提供する上で重要な貢献をもたらす。このような機会はイノベーションを生み出し，結果的に生産性や持続可能性の向上につながる。EU 共通目標の中には“Knowledge economy”の達成も含まれることから，次期 CAP では各国が積極的に予算配分を行うように仕向ける工夫が必要である（European Parliament（2016））。



第9図 欧州農業農村振興基金（EAFRD）の施策別配分額（EU全体）

資料：European Parliament (2016) Research for AGRI Committee – Programmes implementing the 2015-2020 Rural Development Policy The Common Agricultural Policy 2014-2020.

第10図は、加盟国間の施策別予算配分を比較するために、配分額が上位の3つの施策（M4, 10, 13）およびそれ以外の施策の合計額の割合を示している。最も明確な傾向は、新規加盟国や南部の国々においては物理的資産への投資に対する配分（図の赤色）が多い点である。その反面、農業-環境-気候に対する割合（図の緑色）が多く占めるのは主に北欧および西欧に集中している。フランス、アイルランド、フィンランド、チェコでは自然ないしその他の制約がある地域支払いへの割合が高い（図の青色）ことも特徴である。その一方で、ギリシャやイタリア、ドイツ等のように半分以上を「その他（黄色）」の施策への予算が占めている国もあり、各国の多様な自然と社会経済状況を反映している。



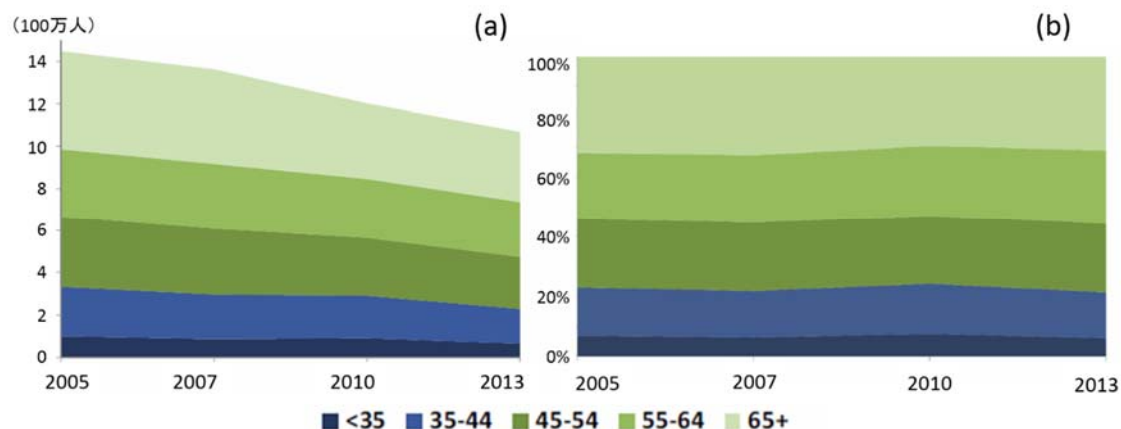
第10図 各加盟国の農村振興予算に占める施策別割合

資料：European Parliament (2016) Research for AGRI Committee – Programmes implementing the 2015-2020 Rural Development Policy The Common Agricultural Policy 2014-2020.

## 4. 新規就農支援政策

### (1) EU の現状

EU においても日本と同様に農業者人口の減少という問題に直面している。EU27 か国（2013 年 7 月 EU 加入のクロアチアを除く）における総農業者数は 2005 年から 2013 年の間に 1,450 万人から 1,070 万人まで急激に減少している。第 11a 図が示すように、この減少はすべての世代で見られ、44 歳以下<sup>(7)</sup>の農業者人口は 2005 年の 330 万人から 2013 年の 230 万人と 10 年も経ずに三分の二に減ったことになる。他方、総農業者数に占める 44 歳以下の農業者数の割合に大きな変化はなく、第 11b 図が示すように全体の 20%強を占めて推移している。ただし、これは加盟国によって大きく異なる。例えば、ポーランドにおける 44 歳以下の農業者の割合は 2007 年の 34%から 2013 の 36%と横ばいであったが、スペインでは 2007 年の 21%から 2013 年の 16%へと減少が見られた。



第 11 図 年代別総農業者数の推移 (a) と総農業者数に占める年代構成 (b)

資料 : European Court of Auditors (2017) EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal.

### (2) 政治的な議論

上記のような現状を反映して、この 10 年間で青年農業者支援に向けた取組について議論が行われてきた。例えば、2008 年に欧州議会は「農業者の世代交代は EU 内の高い食品の品質安全および食料自給を維持する上で不可欠である」、「CAP は世代交代の促進を優先事項とし、新規就農を目指す若者の障害を取り除く道を模索しなくてはならない」との見解を示した。また 2011 年 6 月の欧州議会にて CAP 改革案（2014-2020 年）が議論された際には、「第二の柱で実施している青年農業者支援制度は農業部門の高齢化を阻止するには満足できるものではなく、更なる拡充が検討されるべき」との指摘があった。つづいて 2014 年 12 月の欧州理事会では「青年農業者と世代交代の促進は EU 農業の持続可能な発展と競争

力の維持という観点から不可欠である」とのコメントが出された。

欧州委員会は2015年に「Young farmers and the CAP」という冊子を作成し，青年農業者支援の重要性を説いた。また2017年1月にはホーガン農業・農村開発担当委員が「世代交代は農業者の平均年齢を下げるためにも重要な課題であり，また優秀な若い農業者世代に新技術の恩恵を受ける機会を与えることで持続可能な農業活動の実施を達成すべきである」と述べた。その一方で，「若者の農業活動への従事を阻害するものとして，土地，資本，そして知識へのアクセス機会が少ないことが挙げられる」とのコメントもしている。

ホーガン農業・農村開発担当委員のこの発言は，2015年9月に公表された欧州委員会委託のプロジェクトレポート「Needs of young farmers」の調査結果を参考にしているものと思われる。この調査は，オランダのワグeningen大学やコンサルティング会社のECORYSらが共同で行い，2014～2015年にかけて，各国平均78人の40歳未満の農業者（総勢2,205人）および青年農業者団体へ聞き取りを実施し，若者が新規就農する際の障壁とは何か，どのような支援を必要としているのかを明らかにしたものである。以下，調査結果の概要を示す。

土地へのアクセス：回答を行ったおよそ60%の青年農業者が農地の購入あるいは賃貸の問題を挙げた。これは近年の地代の高騰や高齢農家が離農をしたがらないといった問題が原因とされる。

資本へのアクセス：およそ35%の回答者が補助金やクレジットへのアクセス問題を挙げた。フランス，イタリア，スペインにおける青年農業者団体への聞き取り調査によれば，これらの問題は，補助の金額が足りないというよりも公的な支援を受ける際の手続きプロセスが複雑かつ受け取りまでに長期を要する点であるとしている。

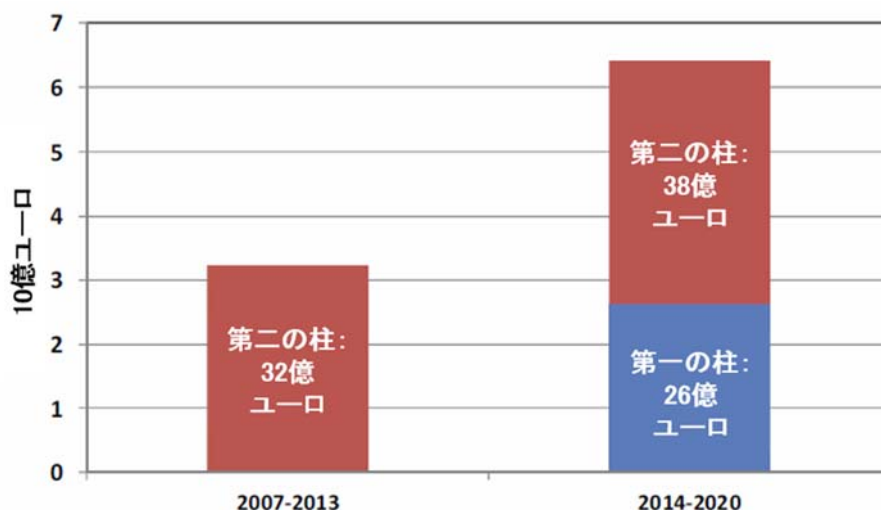
知識へのアクセス：およそ20%の青年農業者は知識へのアクセスがないことが障壁と捉えている。2010年に行われたEurostat調査によれば，27加盟国における35歳までの農業者総数の14%のみが農業訓練（Full agricultural training：義務教育後に最低2年間のフルタイムでの農業訓練を受けた者あるいは大学や高等教育機関等で農業関連のコースを修学した者を指す）を受けていたことがわかっている。ただし，加盟国によってその割合は様々であり，35歳以下の農業者のうちフランス（ペイ・ドゥ・ラ・ルワール地域圏）では84%，イタリア（エミリア＝ロマーニャ州）では27%，ポーランドでは26%，スペイン（アンダルシア地方）ではわずか3%が農業訓練を受けていた。

以上のような障壁が挙げられる中で現行CAPでも青年農業者支援が実施されている。以下，その取組内容の概要を説明しつつ，実際に貢献できているのか，あるいは次期CAPに向けてより良い支援を行う際にどのような点で改善が必要なのかといった議論について紹介，考察する。なお，本節で示す情報や議論は，欧州会計監査院が2007～2020年のCAP

における青年農業者支援政策を評価したレポート「EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal」(2017年6月公表)から引用したものが主である。

### (3) 現行 CAP における青年農業者支援政策

現行 CAP (2014-2020) にて青年農業者支援へ充てられた総予算は 64 億ユーロである。現行 CAP では、第一の柱において青年就農スキーム (YFS : Young Farmer Scheme) が新しく導入された。これにより、前期 CAP (2007-2013) の第二の柱のみでの支援 (32 億ユーロ) と比べて予算総額は倍増した (第 12 図)。以下、各柱における支援内容を説明する。



第 12 図 青年農業者支援に係る総予算 (2007-2013 と 2014-2020)

資料 : European Court of Auditors (2017) EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal.

#### 1) 第一の柱 : 青年就農スキーム (YFS)

世代交代の促進を目的として、現行 CAP よりすべての加盟国に YFS の導入が義務付けられた。詳細は EU 規則 1307/2013 第 50 条に記されている。加盟国は直接支払い (第一の柱) 予算のうち最大 2% を必ず本制度に配分しなくてはならない。2015 年度の全加盟国平均の予算配分率は 1.33% であった。当該制度への予算割合は毎年変更できる。

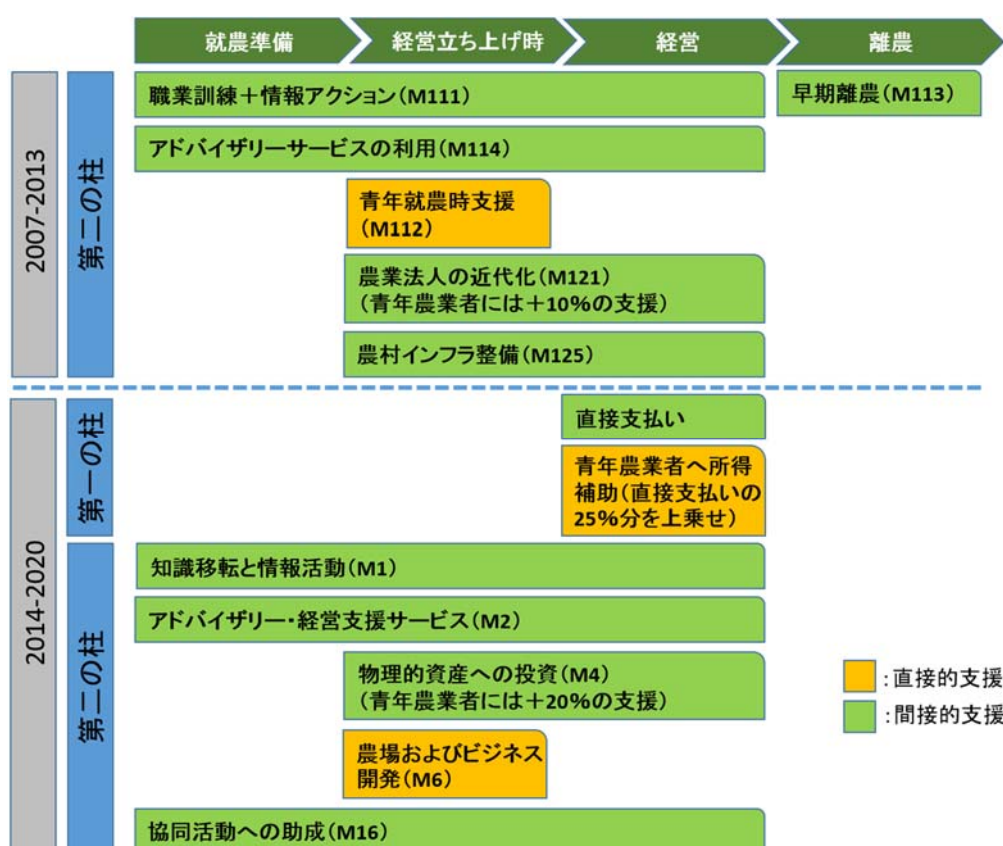
経営開始から 5 年以内で申請時に 40 歳未満の農業者に対して、基礎支払い (BPS : Basic Payment Scheme) の上乘せという形で支払われる。本制度は、就農してからの 5 年間で経営を長期的に続けられるかどうかを決定する重要な期間と位置づけて設計されている。そのため受給条件を満たす農業者は経営開始から最長 5 年後まで毎年支払いを受けることができる。加盟国は、訓練の受講や資格の有無を受給資格として追加することができ、10 か国および 1 地域<sup>(8)</sup>が採用している。

面積単価は、当該農業者あるいは当該国における直接支払い平均面積単価の25%である。その場合、加盟国は1農家当たりの受給可能面積に上限（25～90haの間）を設けなければならない。多くの加盟国が最大値の90haを採用しているが、例外国<sup>9)</sup>もある。面積単価の25%以外に、一定額を給付することもできるが、このオプションを採用したのはルクセンブルグだけである。

また、青年農業者と非青年農業者が合名で経営を行っている法人を支払い対象とするかについても加盟国の裁量で決められる。多くの加盟国はこのような法人経営も支払い対象とするが、エストニア、キプロス、リトアニア、フィンランド、ラトビアでは、青年農業者が単独で経営している経営体のみを支払い対象にしている。

## 2) 第二の柱

第13図が示すように第二の柱では青年農業者への支援が間接的あるいは直接的に様々な形で実施されている。第7表は、青年農業者支援に関連する施策の一覧と加盟国間の施策別予算配分を比較したものである。フランス、スペイン、ポーランド、イタリアの額が突出して高く、この4か国の合計金額は全加盟国合計のおよそ68%を占める。



第13図 前期・今期CAPにおける青年農業者支援に関する施策

資料：European Court of Auditors (2017) EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal.

第7表 今期 CAP 農村振興予算の青年農業者支援に関連する施策別予算

単位：100 万€

| 加盟国     | 知識移転と<br>情報活動<br>(M1) | アドバイザー・経営<br>支援サービス (M2) | 物理的資<br>産への投<br>資 (M4) | 協同活動<br>への助成<br>(M16) | 農場およ<br>びビジネ<br>ス開発<br>(M6) | 合計    | 各国農村<br>振興予算<br>に占める<br>割合 |
|---------|-----------------------|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------------|-------|----------------------------|
| イタリア    | 50                    | 33                       | 836                    | 11                    | 929                         | 1,859 | 9%                         |
| フランス    | 10                    | 30                       | 38                     | 3                     | 1,135                       | 1,216 | 7%                         |
| スペイン    | 14                    | 6                        | 136                    | 20                    | 676                         | 852   | 6%                         |
| ポーランド   |                       |                          |                        |                       | 718                         | 718   | 5%                         |
| ルーマニア   | 6                     | 31                       |                        |                       | 445                         | 482   | 5%                         |
| ギリシャ    |                       |                          |                        |                       | 308                         | 308   | 5%                         |
| ハンガリー   | 7                     | 3                        | 125                    |                       | 122                         | 257   | 6%                         |
| ポルトガル   | 1                     | 3                        |                        |                       | 214                         | 218   | 5%                         |
| フィンランド  | 3                     |                          |                        |                       | 145                         | 148   | 2%                         |
| アイルランド  |                       |                          | 120                    | 2                     |                             | 122   | 3%                         |
| ベルギー    | 10                    | 10                       |                        |                       | 98                          | 118   | 7%                         |
| ブルガリア   | 2                     | 1                        | 21                     |                       | 77                          | 101   | 3%                         |
| オーストリア  | 8                     | 1                        |                        | 0                     | 90                          | 99    | 1%                         |
| リトアニア   | 1                     | 0                        |                        |                       | 65                          | 66    | 3%                         |
| スロベニア   | 1                     |                          |                        |                       | 61                          | 62    | 6%                         |
| クロアチア   | 2                     | 2                        |                        |                       | 50                          | 54    | 2%                         |
| スロヴァキア  | 1                     | 0                        | 18                     |                       | 30                          | 49    | 2%                         |
| 英国      | 4                     | 3                        |                        | 1                     | 33                          | 41    | 1%                         |
| チェコ     | 0                     |                          |                        |                       | 30                          | 30    | 1%                         |
| エストニア   | 1                     | 0                        |                        |                       | 22                          | 23    | 2%                         |
| キプロス    |                       |                          | 10                     |                       | 7                           | 17    | 7%                         |
| スウェーデン  |                       |                          |                        |                       | 16                          | 16    | 0%                         |
| ラトビア    |                       |                          |                        |                       | 14                          | 14    | 1%                         |
| ルクセンブルグ |                       |                          |                        |                       | 8                           | 8     | 2%                         |
| マルタ     |                       | 0                        | 1                      |                       | 4                           | 5     | 4%                         |
| EU 合計   | 120                   | 123                      | 1,304                  | 37                    | 5,296                       | 6,880 | 4%                         |

資料：OECD (2017) Evaluation of Agricultural Policy Reforms in the European Union The Common Agricultural Policy 2014-2020.

間接的な支援には、知識移転と情報活動 (M1)、アドバイザー・経営支援サービス (M2)、

物理的資産への投資（M4），協同活動への助成（M16）という4つの施策が含まれる。特に新規就農に際しては多くの情報や助言が必要となることから，アドバイザーサービス利用や経営診断，そして技術訓練や研修を受ける機会の提供といったソフト事業が多く組み込まれている。また農業関連施設や農業機械といった有形資産への投資に対する支援にも若年層の新規就農者への優遇措置が設けられており，青年農業者は通常の支援対象比率である40%からさらに20%引き上げた支援を受けられる。

直接的な施策では，40歳未満の新規就農者に対して事業立ち上げ支援として最大7万ユーロの財政支援を行う。本制度は2000年より第二の柱で実施されており（前期CAPでは青年就農時支援M112），現行の農村振興政策においても「農場およびビジネス開発（M6）」のサブ施策の1つ，青年就農時支援（M6.1 Business start-up aid for young farmers）として継続された。4か国（ドイツ，デンマーク，アイルランド，オランダ）を除く，92（全118中）の農村振興プログラムで実施されている。

財政支援を受けるには，新規就農者による5年間の事業計画（就農から5年後には収益が得られる計画を示した収支計画書を含む）の作成と提出が条件である。支払いは最低2回に分割されて行われることが義務付けられており，2回目以降の支払いには，事業計画が正しく実行されていることを示さなくてはならない。

受給資格や支援内容は当該支援を実施する各農村振興プログラムで異なるが，例として予算配分が最も高い4か国（第7表のフランス，スペイン，ポーランド，イタリア）6地域の実施内容を示した（第8表）。支援額は国や地域によって様々であるが，ポーランドのように全国で一律の2万4千ユーロを支援している国もある。

第8表 4か国6地域における青年就農時支援の内容（2014－2020）

|          | フランス：以下の2地域                                    | イタリア：エミリア＝ロマーニャ州 | イタリア：プーリア州     | スペイン：アンドンダルシア        | ポーランド  |
|----------|------------------------------------------------|------------------|----------------|----------------------|--------|
| 平均支援額（€） | ミディ＝ピレネー地域圏：20,282<br>ペイ・ドゥ・ラ・ルワール地域圏：12,747   | 調査時のデータ無         | 調査時のデータ無       | 60,331               | 24,000 |
| 最小値（€）   | 8,000                                          | 30,000           | 40,000         | 30,000               | 24,000 |
| 最大値（€）   | 58,000                                         | 50,000           | 45,000         | 70,000               | 24,000 |
| 特例手当     | ペイ・ドゥ・ラ・ルワール地域圏：親族間の相続外の新規就農者に対しては支援額30%の分を上乗せ | 条件不利地域では2万€上乗せ   | 条件不利地域では5千€上乗せ | 条件不利地域では支援額の10%分を上乗せ | 無      |

資料：European Court of Auditors (2017) EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal.

受給資格に関しては、将来の農業を担う優秀な若手に対して支援を行うため、4 か国すべてにおいて十分な農業訓練を受けていること、あるいは申請から 36 か月以内に受けることを義務付けている。この結果、例えばイタリア・プーリア州における若年層農業者全体の農業関連の就学率は 25% にすぎないが、本制度の支援を受けた青年農業者の 31% は農学を修了した者であった。同様にスペイン・アンダルシア地方でも若年層の農業関連の就学率は 26% であるが、支援を受けた青年農業者の場合は 84% にも上った。

また条件不利地域における新規就農を促進させるため、特例として同地域で事業を立ち上げる若年層の農業者へ上乗せという形で支援を行っている地域が多い。例えばイタリア・プーリア州では条件不利地域の新規就農者に対して 5 千ユーロの追加支援を行っているが、この結果、本制度の支援を受けた農業者数は条件の良い農村地域（全体の 9.9%）や都市近郊（8%）よりも条件不利地域（12%）の方が多という結果も出ている。

この他、例えばフランス・ペイ・ドゥ・ラ・ルワール地域圏の例で見られるように、親族から相続するのではなく、新規に就農を行う若年層の農業者に対してより手厚い支援（支援額の 30% 分をさらに上乗せ）を行うような設計をした地域もある。

#### （４）次期 CAP 改革に向けた今後の課題・展望

最後に欧州会計監査院が 2017 年に公表した 2007-2020 年における青年農業者支援政策の評価レビューを紹介しながら、現状の課題と次期 CAP での展望を考察する。

第一の柱における YFS では、40 歳未満かつ経営立ち上げから 5 年以内という受給条件を満たした農業者に対して基礎支払いの上乗せという形で支援が行われている。しかし、欧州会計監査院は、その受給条件や支援額、そして支給時期等が世代交代の促進という目的の達成に本当に有効であるのかを疑問視している。この根拠として次の 3 つが挙げられる。まず、①多くの加盟国が訓練や一定の教育水準といった受給条件を設けておらず、上記の条件を満たせば、向上心の低い者も含め誰でも給付を受けられてしまうこと、②条件不利地域のように就農のハードルが高い地域において本当に支援を必要とする者への考慮が一切なされていないこと、そして③営農タイプや地域によって差はあるものの、例えば大規模経営により十分な利益をあげ、支援の必要のない者へも支払いが行われていることである。現行制度では、当該農業者あるいは当該国における直接支払い平均面積単価の 25% 分を上乗せ支払いの形で最長 5 年間支払われるが、これが十分なのか不十分なのかも不明なままで実施されている。つまり現行の受給条件は現場のニーズを反映しているとは言い難いと欧州会計監査院は指摘している。

一方、第二の柱の青年就農時支援は、受給者の作成した事業計画に基づいて行われることから目的達成に関しては明確であり、また多くの加盟国では条件不利地域の新規就農者に対する特例を設ける等の工夫も見られた（第 8 表）。その他、間接的な支援施策ともよく調整が取れており、第二の柱全体としては総合的な支援ができていると欧州会計監査院も高く評価した。その一方で、訓練の有無といったある一定レベル以上の農家を絞り込んで支援

を行うといった工夫は見られるものの、実際の競争率はそこまで高くないため、優秀な農家に焦点を絞った支援がなされているかの判断は難しい。また初年度に大抵の者への支援が決定し、この時点で予算を使い果たしてしまうことが多いため、次年度以降から新しく申請を受け付けるのが難しくなっていると欧州会計監査院は指摘している。

以上より、生産性を上げつつ経営の活力を高める効果的な政策実施には、より能力の高い青年農業者に対して支援が行われる選抜方法の設計や、本当に支援を必要としている新規就農者にピンポイントで支援が行き渡るような仕組みづくりが重要と認識されていることがわかる。現行制度では、第一の柱のYFSと第二の柱の青年就農時支援の二部構成で実施されているが、双方がリンクしていないため、目標達成に向けた効果・効率性という面でもその見直しが論点となる可能性がある。次期CAPでは、青年就農時支援に第一の柱の予算を移譲し、第二の柱で総合的な青年農業者支援という改革が加えられることも考えられる。

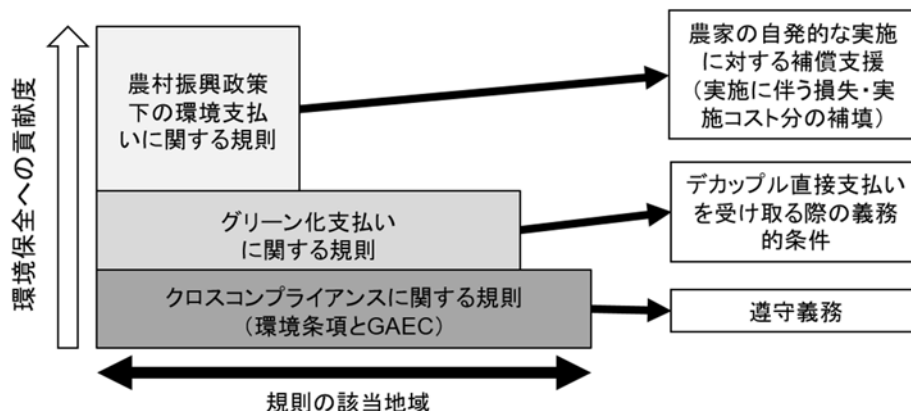
## 5. 農業環境政策

### （1）現行CAPにおける環境関連政策の整理

今回のCAP改革の目玉は、第一の柱の直接支払いにおいてグリーン化支払いが導入されたことである。この導入の背景には、厳しい財政状況の下でCAP予算を確保するために、直接支払いを正当化する必要があった。そこで、EU全体の優先政策に適合させるために、気候変動緩和や環境保全等の公共財供給を促進するグリーン化支払いが導入された。これにより、直接支払い予算額の30%分について、気候と環境に有益な措置とされる「永年草地の維持」、「作物の多様化」、「生態系保全用地」という3つの要件を課し、所得支持を通じた環境保全が図られることになった。

CAPにおける環境関連支払いの位置づけを第14図に示した。グリーン化支払いは、EU域内の全農業者の遵守が法令で定められているクロスコンプライアンスおよび農業環境管理規準（GAEC：Good Agricultural and Environmental Conditions）と、次節で述べる農村振興政策下での自発的な農業環境支払い（農業・環境・気候への支払いや有機農業助成）との中間的役割を果たすものと捉えられる。クロスコンプライアンスおよびGAECは、その遵守が定められているために全農地が対象となる。他方、農業環境支払いは、クロスコンプライアンスやグリーン化支払いで定められた管理要件よりも、より環境の負荷軽減や保護等に資する農法を農家が自発的に採用した際に、そこで発生する追加費用や所得損失分を補償するものである。環境負荷の削減という貢献は最も高い反面、その実施が農家の自発性に委ねられることから対象農地の規模は限定される。

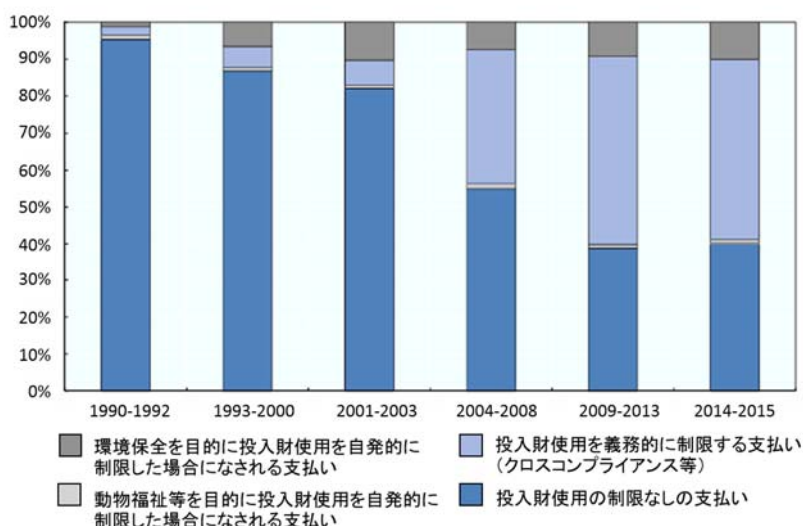
このようにCAPにおいてはクロスコンプライアンスやグリーン化支払いのように環境保全に資する取組が直接支払いの受給条件として義務的（Mandatory）・規制的（Regulatory）に課せられている施策と農村振興政策の農業環境支払いのように農業者が自発的（Voluntary）に選択できる2タイプが存在している。



第14図 現行CAPにおける環境関連政策の位置づけ

資料：European Commission (2016) Review of greening after one year より筆者作成。

この2タイプに関連して、OECD (2017) はCAPの生産者支持推定量 (PSE : Producer Support Estimate) を、支払い対象の農産物を生産する際に投入財の使用を制限するかどうかで分類し、その推移を示した (第15図)。このうち環境にリンクする生産者支持は、クロスコンプライアンスのように義務的に投入財使用を制限するもの (With mandatory constraints) と、農業環境支払いのように農業者が自発的に環境保全に資する農法を採用した結果、投入財の使用が制限されるもの (With environmental voluntary constraints) のいずれかである。第15図が示すように、環境にリンクした生産者支持は、クロスコンプライアンスを課した直接支払い (第一の柱) のデカップル化に伴いこの四半世紀で大幅に増加しており、現在ではPSEの6割を占める。このうちの大半が義務的に投入財使用を制限するもので、自発的な取組への支持は全体の1割である。



第15図 EUのPSE (生産者支持推定量) に占める環境にリンクした支持の推移

資料：OECD (2017) Evaluation of Agricultural Policy Reforms in the European Union The Common Agricultural Policy 2014-2020.

## （２）農村振興政策における環境関連施策

### １）農業・環境・気候（M10）への支払い

農業・環境・気候への支払いは、義務的基準（クロスコンプライアンスや GAEC）を越えて各国の定める環境保全および気候変動対策に貢献しうる取組を自発的に実施する農業者に対して支払われる。第一の柱で新たに導入されたグリーン化支払いの取組要件と重複がある場合は、二重給付を防ぐために減額が課される。環境保全の目的を達成するには中長期的な取組が必須であるとの認識から、活動期間は原則として 5～7 年間である。他方、支払いは原則として単年度ベースであり、当該取組により発生した追加的費用および逸失した所得の一部または全部を補償する。

支払単価には上限があり、面積支払いの場合は一年生作物、永年作物、その他の土地利用についてそれぞれ 1ha 当たり 600 ユーロ、900 ユーロ、450 ユーロである。支払い金額の計算方法は欧州委員会の承認が必要であり、単価等の支援金額の設定は加盟国内の専門家が行い、独立した機関により承認される必要がある。OECD の PSE 計算では、当該施策の多くがカテゴリー C（現在の作付面積・家畜頭数に基づく支払い）の生産者支持に分類され、さらに環境保全を目的に投入財の使用を制限する農法を自発的に採用した農家に対する支払い（With environmental voluntary constraints）として扱われる。

前述のように農村振興予算全体の 6 割は 3 つの施策に充てられており、農業・環境・気候への支払い（M10）（16.83%）はその 1 つである。国別予算割当（第 9 表）を見ると、農村振興予算に占める農業・環境・気候への支払い割合は加盟国間で異なり、クロアチアやマルタの 5～6% から英国の 49% まで多様である。英国以外にも 25% を越える国は 5 か国（アイルランド、オランダ、オーストリア、チェコ、ルクセンブルグ）で、シェアが 10% 以下の国は 8 か国であった。

### ２）有機農業（M11）への支払い

従来、有機農業への支払いは農業環境支払いの一部であったが、今回の CAP 改革からは独立した施策となった。内容は農業・環境・気候への支払いとほぼ同様である。有機農業への支払いを施策として取り入れているのはオランダだけである（第 9 表）が、同国では無農薬および無化学肥料を実施する農業者に対しては農業・環境・気候への支払いで補助を行っているため、有機農業への支払いと基本的に同じ扱いと言える。

農村振興予算に占める各国の有機農業への支払いの割合は 1～14% である。助成対象は、慣行農法から有機農法に転換中および転換後の有機農業に係る活動である。OECD の PSE 計算では、農業・環境・気候への支払いと同様にカテゴリー C に分類され、環境保全を目的に投入財の使用を制限する農法を自発的に採用した農家に対する支払い（With environmental voluntary constraints）として扱われる。

第9表 農業-環境-気候および有機農業への支払いの加盟国別予算額

単位：100 万€

| 加盟国     | 農業-環境-気候 (M10) | 有機農業 (M11) | 農村振興予算<br>合計 (EU+自<br>国拠出) | 農村振興予算<br>に占める農業-環<br>境-気候 (%) | 農村振興予算に<br>占める有機農業<br>(%) |
|---------|----------------|------------|----------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| オーストリア  | 2,239          | 785        | 7,812                      | 28.7                           | 10.0                      |
| ベルギー    | 347            | 110        | 1,579                      | 22.0                           | 7.0                       |
| ブルガリア   | 223            | 152        | 2,918                      | 7.6                            | 5.2                       |
| クロアチア   | 139            | 128        | 2,383                      | 5.8                            | 5.4                       |
| キプロス    | 60             | 14         | 243                        | 24.7                           | 5.8                       |
| チェコ     | 905            | 331        | 3,074                      | 29.4                           | 10.8                      |
| デンマーク   | 189            | 111        | 907                        | 20.8                           | 12.2                      |
| エストニア   | 245            | 78         | 993                        | 24.7                           | 7.9                       |
| フィンランド  | 1,601          | 331        | 8,325                      | 19.2                           | 4.0                       |
| フランス    | 1,820          | 793        | 16,985                     | 10.7                           | 4.7                       |
| ドイツ     | 3,279          | 1,617      | 16,886                     | 19.4                           | 9.6                       |
| ギリシャ    | 472            | 801        | 5,880                      | 8.0                            | 13.6                      |
| ハンガリー   | 638            | 208        | 4,174                      | 15.3                           | 5.0                       |
| アイルランド  | 1,588          | 56         | 3,916                      | 40.6                           | 1.4                       |
| イタリア    | 2,518          | 1,689      | 20,925                     | 12.0                           | 8.1                       |
| ラトビア    | 112            | 152        | 1,532                      | 7.3                            | 9.9                       |
| リトアニア   | 142            | 151        | 1,978                      | 7.2                            | 7.6                       |
| ルクセンブルグ | 110            | 7          | 368                        | 29.9                           | 1.9                       |
| マルタ     | 7              | 0          | 130                        | 5.4                            | 0.0                       |
| オランダ    | 496            |            | 1,745                      | 28.4                           | 0.0                       |
| ポーランド   | 1,184          | 700        | 13,513                     | 8.8                            | 5.2                       |
| ポルトガル   | 562            | 99         | 4,721                      | 11.9                           | 2.1                       |
| ルーマニア   | 1,071          | 236        | 9,473                      | 11.3                           | 2.5                       |
| スロヴァキア  | 144            | 90         | 2,080                      | 6.9                            | 4.3                       |
| スロベニア   | 204            | 60         | 1,107                      | 18.4                           | 5.4                       |
| スペイン    | 1,383          | 673        | 13,155                     | 10.5                           | 5.1                       |
| スウェーデン  | 963            | 491        | 4,300                      | 22.4                           | 11.4                      |
| 英国      | 3,718          | 85         | 7,626                      | 48.8                           | 1.1                       |
| EU 平均   |                |            |                            | 16.6                           | 6.3                       |

資料：OECD (2017) Evaluation of Agricultural Policy Reforms in the European Union The Common Agricultural Policy 2014-2020.

### 3）Natura2000 および水枠組み指令に関する支払い（M12）

Natura2000 あるいは水枠組み指令に指定された区内の農地および林地に対して面積当たりの助成が行われる。対象区画においては，GAEC に従った管理を行わねばならず，農薬および肥料の散布は行えない。該当地域の維持管理，または無農薬や無肥料の管理（有機農業等）によって生じる追加費用または所得損失分は，補助金という形で補償される。

PSE 計算では，林地への支払い分は差し引かれ，農地への支払い額のみが計上されている。カテゴリーC に分類されるが，投入財使用を義務的に制限する支払い（Compulsory input constraints）として扱われる。

### （3）次期 CAP 改革に向けた今後の課題・展望

現行 CAP より新しく導入されたグリーン化支払いであるが，次期 CAP では撤廃され，クロスコンプライアンス要件として組み込まれる可能性が高い。2017 年 12 月に公表されたレポート「Greening: a more complex income support scheme, not yet environmentally effective（グリーン化支払い：複雑性は増したものの環境への効果は低い所得支持制度）」のタイトルが示すように，レポートを作成した欧州会計監査院は，グリーン化支払いの導入によって所得支持目標に係る CAP 実施の複雑性は増加したが，本制度が農家の農業管理に影響をもたらしたのは EU 圏内の全農地の約 5%にすぎず，生物多様性や土壌保全，気候変動対策といった環境目標への貢献はわずかであるとの指摘を行った。

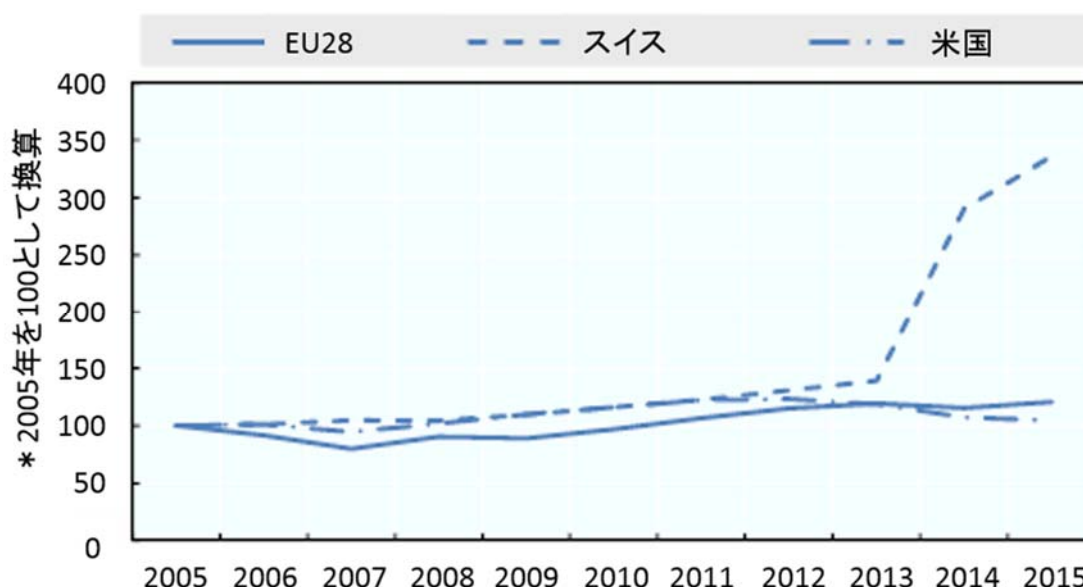
以上のような議論を踏まえると，次期 CAP ではグリーン化支払いは撤廃される可能性が高く，実際にホーガン農業・農村開発担当委員の発言でも，従来の所得支持制度から，政策目標を限定した簡素な環境支払いに移行するような論調が見られる。

今後の EU における農業環境政策の展開を占う上では，スイスの動向が参考になるだろう。実際，スイスでは，EU のグリーン化支払いの受給条件と同等の生態系保全用地（Ecological Focus Areas）の確保や作物多様性の実施を 1999 年から導入する等，農業環境政策の制度設計において EU を先導する役割を果たしてきた。

第 16 図は，そのようなスイス，EU，そして米国において環境保全に資する農法を自発的（Voluntary）に採用した農家への助成額の推移について 2005 年値を 100 として，変化を示したものである。EU は横ばい，米国は若干減少が見られるが，スイスでは 2013 年以降から急上昇している。これは 2014-2027 期の農業政策改革に伴い，新たな直接支払いシステムが導入されたためである。本システムでは「ティンバーゲンの法則（Tinbergen Rule）」に立ち返り，1つの政策目標に対し，1つの直接支払いを採用するために従来の直接支払い政策を大幅に整理した（Mann and Lanz (2013)，佐々木 (2017)）。具体的には，これまで所得支持の主たる役割を担ってきた大部分の一般的な直接支払い（＝クロスコンプライアンス以上の要件を課さない面積払い）を廃止し，農業者が自発的に行う目的ごとの活動に対して支援を行う，つまり直接支払いの分化を実行した（佐々木 (2017)）。このようなスイス

の取組は、OECD のエコノミストを中心に議論がなされてきた「クロスコンプライアンスに基づく政策は環境目標と所得支持目標が混在しているために非効率である」との指摘にも対応できるものとしても捉えられている (OECD (2010), 佐々木 (2017))。

以上のようなスイスでの動きを考慮すると、将来の CAP においてもスイスの支払い体系を踏襲し、直接支払いを目的ごとに分化させる方式が採用される可能性も高い。



第 16 図 EU, スイス, 米国における農業環境支払い額の推移 (2005 年基準)

資料 : OECD (2017) Evaluation of Agricultural Policy Reforms in the European Union The Common Agricultural Policy 2014-2020.

効果的 (環境への負荷を低減) かつ効率的 (低コスト) な農業環境政策の実施という観点からは、複数の農家が共同で行う活動 (Collective action and cooperation by groups of farmers) に対して援助を行う仕組みにも注目が集まっている (Prager et al. (2012), Westerink et al. (2017))。例えば、低農薬農法への支払いは圃場レベルを対象とするよりも、ランドスケープ (地域) レベルを対象にした方が生物多様性保全への貢献度 (効果) は大きい。これに加えて、上記の例のように低農薬農法に対する支払い (Pay for performance) から、例えば特定の生物がコミュニティ内で確認された場合への支払い、つまり目標を達成した際に支払いが行われる仕組み (Result-oriented) に切り替えることも有効である (Burton and Schwarz (2013))。その達成に向けた管理方法の選定や実施運用は関与する農家グループ内のガバナンスに一任する形となるため、農村内のイノベーション創出を促すとともに、申請手続きやモニタリング等に係る行政コストを抑えることも可能になる。

例えばフランスでは 2015 年 10 月に「農業未来法」と呼ばれる新農業基本法が制定され、その核を担うアグロエコロジー国家プロジェクトは「集団」で低環境負荷な農法に取り組む農家グループ「経済・環境利益集団 (GIEE : Groupement d'intérêt économique et

environnemental)」を積極的に支援している。また筆者が2018年1月にデンマークで行った政府関係者や研究者への聞き取り調査によれば、同様のグループ活動への取組支援がパイロット事業として近々で行われる予定である。

気候変動対策は特にパリ協定や国連の持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）等の国際的な取り決めを守る上でも重要である。「パリ協定」の下でEUでは2030年に向けて二酸化炭素の排出量を1990年の水準から少なくとも40%削減することを公約としている。しかしながら、現行の農村振興政策の中で気候変動分野への予算割当（「優先事項5 低炭素および気候変動へのレジリエンス」）は低く、予算全体のおよそ8%に過ぎない（第6図）。次期CAPの検討にあたってはEUにおける気候変動対策をより進めるための施策が重点的に盛り込まれる可能性があるだろう。

## 6. おわりに

現在、EUでは、現行CAPの見直しと2020年以降の次期CAPに向けた議論が進められている。2017年11月末に欧州委員会が次期CAPに関する青写真を示した「The Future of Food and Farming（食料と農業の未来）」を見る限りでも、本章で紹介した青年農業者への支援や農業環境政策は引き続き重要なウェイトを占めることが想像される。

現在、EUは英国の離脱、また各国のナショナリズムの高揚と共同体への懐疑心の拡大、防衛安全保障や移民問題といった様々な問題を抱えている。そのため、現行CAPと同規模の予算（EU全体の約4割）を次期も確保できる保障はない。だからこそ減少する予算をいかに平等に原加盟国と中・東欧等の新規加盟国との間で割り当てるか、そして何をターゲット（青年農業者、環境保全、有機農業、条件不利地域等）として、どのような補助を行っていくのかという議論が継続して行われている。これに関連して、青年農業者支援や農業環境政策の節でも議論したように、今後はいかに効率的（低コスト）で効果的（目的の達成）に施策が実施されているのかを「正しく評価」することが益々求められる。そこで、従来の指標の見直しや新たな指標づくり、モニタリング方法等の議論が更に活発になると考えられる。

1962年のCAP導入から現在に至るまで多くの経験と知識を合わせ持つEUがより効率的で効果的な政策の実施に向けてどのような知恵を見せるのか今後も注視していきたい。

注1 結束政策とは、EU全体の調和のとれた発展のため、後進地域に対する支援を行い、経済的・社会的・領域的な格差の是正を図るものである（平澤（2015））

2 ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ラトビア、オランダ、ルーマニア、英国。

3 クロアチア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴァキア。

4 2018年以降の予定分を含める。なお、EU規則によれば、各加盟国は2018年～2020年度の予算および柱間の移譲額については2017年に再検討することが許されているが、再検討後の移譲については本稿執筆時におい

て未確認であったため、第3表の値には反映されていない。

- 5 ブルガリア、エストニア、フィンランド、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、英国。
- 6 LEADER とは、フランス語の「Liaisons Entre Actions de Development de l'Economie Rurale」の頭文字をとったもので、日本語では「農村地域における経済振興のための諸活動の連携」を意味する。LEADER 事業の支援とは、小地域のコミュニティがボトムアップで立案する共同の振興構想に対して、革新的な活動を実施するための資金提供のことを指す。
- 7 Eurostat で扱うデータは「35 歳未満」、「35 歳以上 44 歳以下」という範囲を用いているため、本稿における青年農業者の定義となる「40 歳未満」の動向を明確に捉えることはできないことに留意が必要。
- 8 10 か国および1地域とはベルギー、ブルガリア、アイルランド、スペイン、フランス、クロアチア、ルクセンブルグ、オーストリア、ポルトガル、スロヴァキア、そして北アイルランド（英国）である。
- 9 クロアチア、ウェールズ（英国）およびギリシャは 25 ha、スロヴァキアは 28 ha、ブルガリアは 30 ha、フランスは 34 ha、エストニアは 39 ha、オーストリアは 40 ha、アイルランドおよびポーランドは 50 ha、ルーマニアは 60 ha。

## 〔引用文献〕

- [1] 浅井真康（2016）「第5章 フィンランドの農業戦略と今次 CAP(2014-2020)の実施状況」『平成 27 年度 カントリーレポート：EU（CAP 改革，フランス，スコットランド，デンマーク，フィンランド，酪農）』，東京，農林水産政策研究所。
- [2] 勝又健太郎（2014）「第1章 EU の新共通農業政策（CAP）改革（2014-2020 年）について」『平成 25 年度 カントリーレポート：EU，ブラジル，メキシコ，インドネシア』，東京，農林水産政策研究所。
- [3] 佐々木宏樹（2017）「農山村における生物多様性保全と経済的連携」『日本生態学会誌』67 巻 2 号 217－227。
- [4] 平澤明彦（2015）「EU の農村振興政策 ―2014～2020 年の新たな枠組み―」『農林金融』，東京，農林中金総合研究所。
- [5] Burton R, Schwarz G (2013) Result-oriented agri-environmental schemes in Europe and their potential for promoting behavioural change. Land Use Policy, 30:628-641
- [6] European Commission (2015) Needs of young farmers. Brussels, European Commission.
- [7] European Commission (2016) Review of greening after one year. Brussels, European Commission.
- [8] European Commission (2016) Direct payments 2015-2020 Decisions taken by Member States: State of play as at June 2016 Information note. Brussels, European Commission.
- [9] European Commission (2017) The Future of Food and Farming. Brussels, European Commission.
- [10] European Commission (2018a) Priorities for 2014-2020.  
[http://ec.europa.eu/regional\\_policy/en/policy/how/priorities](http://ec.europa.eu/regional_policy/en/policy/how/priorities)
- [11] European Commission (2018b) Rural development 2014-2020: Country files. Brussels, European Commission.
- [12] European Court of Auditors (2017) Rural Development Programming: less complexity and more focus

- on results needed. Luxembourg, European Court of Auditors.
- [13] European Court of Auditors (2017) EU support to young farmers should be better targeted to foster effective generational renewal. Luxembourg, European Court of Auditors.
- [14] European Court of Auditors (2017) Greening: a more complex income support scheme, not yet environmentally effective. Luxembourg, European Court of Auditors.
- [15] European Parliament (2016) Research for AGRI Committee – Programmes implementing the 2015-2020 Rural Development Policy The Common Agricultural Policy 2014-2020. Brussels, European Parliament.
- [16] Maier L (2015) The agri-environmental policy of the EU in the context of rural development. Symposium of the Japanese Good Agricultural Practices Foundation (JGAPF), Tokyo, 10 September 2015
- [17] Mann S, Lanz S (2013) Happy Tinbergen: Switzerland's new direct payment system. Euro Choices, 12(3):24-28
- [18] OECD (2010) Environment cross compliance in agriculture. Paris, OECD publishing.
- [19] OECD (2017) Evaluation of Agricultural Policy Reforms in the European Union The Common Agricultural Policy 2014-2020. Paris, OECD publishing.
- [20] Prager K, Reed M, Scott A (2012) Encouraging collaboration for the provision of ecosystem services at a landscape scale: rethinking agri-environmental payments. Land Use Policy 29(1): 244-249.
- [21] Regulation (EU) No 1305/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD) and repealing Council Regulation (EC) No 1698/2005.
- [22] Westerink J, Jongeneel R, Polman N, Prager K, Franks J, Dupraz P, Mettepenningen E (2017) Collaborative governance arrangements to deliver spatially coordinated agri-environmental management, Land Use Policy, 69: 176-192.